

栃木県地域公共交通計画 添付書類

(関東自動車株式会社)

令和 7 (2025) 年 6 月
栃木県生活交通対策部会

別添 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性及び定量的な目標・効果

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

申請番号	運行系統名	目的・必要性	定量的な目標・効果
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	1.宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・今市・日光)・東武駅(宇都宮・下今市・上今市・日光)までの通勤・買物のため 2.宇都宮市内私立高校(4校)・日光市立第三小学校・県立富屋養護学校までの通学のため 3.宇都宮市内の国立栃木医療センター・宇都宮第一病院までの通院のため	宇都宮・日光両市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均262名の利用を目標とする。
第2号	宇都宮駅・今市車庫	1.宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・今市・日光)・東武駅(宇都宮・下今市・上今市・日光)までの通勤・買物のため 2.宇都宮市内私立高校(4校)・日光市立第三小学校・県立富屋養護学校までの通学のため 3.宇都宮市内の国立栃木医療センター・宇都宮第一病院までの通院のため	宇都宮・日光両市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均317名の利用を目標とする。
第3号	宇都宮駅・船生	1.宇都宮市民・日光市民・塩谷町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2.宇都宮市内私立高校(4校)までの通学のため 3.宇都宮市内の国立栃木医療センター・宇都宮第一病院までの通院のため	宇都宮市民・日光市民・塩谷町民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均307名の利用を目標とする。
第4号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	1.宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR駅(宇都宮・鹿沼)・東武駅(宇都宮・新鹿沼)までの通勤・買物のため 2.宇都宮市内私立高校(4校)並びに県立鹿沼東高校までの通学のため 3.鹿沼市内の福祉施設(ニューサンピア)への来訪者のため	宇都宮・鹿沼両市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均271名の利用を目標とする。
第5号	宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	1.宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物と運転免許センター来訪者のため	宇都宮・鹿沼両市民の通勤、通学、通院及び免許センター来訪等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均171名の利用を目標とする。
第6号	石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線	1.石橋高校への通学のため 2.独協医大病院への通院のため	下野市民・壬生町民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均71名の利用を目標とする。
第7号	駒生営業所・田原・今里	1.宇都宮市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2.宇都宮市内私立高校(4校)・県立宇都宮北高校・県立宇都宮市立豊郷中央小学校までの通学のため	宇都宮市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均266名の利用を目標とする。
第8号	駒生営業所・塩谷町役場	1.宇都宮市民・塩谷町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2.宇都宮市内私立高校(4校)・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校までの通学のため	宇都宮市民・塩谷町民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均284名の利用を目標とする。
第9号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	1.宇都宮市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2.宇都宮市内私立高校(4校)までの通学のため	宇都宮市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均137名の利用を目標とする。
第10号	駒生営業所・屋板・上三川車庫	1.宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・東武宇都宮駅までの通勤・買物のため 2.宇都宮市内私立高校(4校)までの通学のため	宇都宮市民・上三川町民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均259名の利用を目標とする。
第11号	石橋駅・真岡営業所	1.真岡地区及び国道47号線沿線から石橋駅へのアクセスに係る通勤・通学。 2.石橋駅から真岡市内の高校への通学。	下野市民・上三川町民・真岡市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均168名の利用を目標とする。
第12号	宇都宮東武・ベルモール・真岡営業所	1.真岡地区及び国道123号線沿線からのJR宇都宮駅・中心市街地へのアクセスに係る通勤・通学。 2.中心市街地よりベルモールへの買い物及び真岡高校への通学。その他、通院・買い物等。	宇都宮・真岡市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均435名の利用を目標とする。

別添 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性及び定量的な目標・効果

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

申請番号	運行系統名	目的・必要性	定量的な目標・効果
第13号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	1.国道123号線沿線からのJR宇都宮駅・中心市街地へのアクセスに係る通勤・通学。 2.中心市街地より清原工業団地への通勤、真岡女子高への通学。その他、通院・買い物等。	宇都宮・真岡市民・芳賀町民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均133名の利用を目標とする。
第14号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	1.益子地区及び国道123号線沿線からのJR宇都宮駅・中心市街地へのアクセスに係る通勤・通学。 2.中心市街地よりベルモールへの買い物。その他、通院等。	宇都宮市民・芳賀・益子町民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均365名の利用を目標とする。
第15号	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	1.氏家(さくら市)から馬頭高校への通学。 2.那珂川町・旧喜連川町からさくら清修高校への通学及び氏家駅への通勤・通学アクセス。	さくら市・那須烏山市民・那珂川町民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均47名の利用を目標とする。
第16号	西那須野駅・馬頭車庫	1.西那須野駅から大田原女子高・馬頭高校への通学。 2.那珂川町の市街地から西那須野駅までのアクセス並びに通勤・通院・買い物等。	那須塩原・大田原市民・那珂川町民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均202名の利用を目標とする。
第17号	西那須野駅・五峰の湯	1.西那須野駅から黒羽高校への通学及び五峰の湯へのアクセス並びに、旧黒羽町住民の大田原への通勤・通院・買い物等。	那須塩原・大田原市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均144名の利用を目標とする。
第18号	大田原市役所・五峰の湯	1.大田原から黒羽高校への通学及び五峰の湯へのアクセス並びに、旧黒羽町住民の大田原への通勤・通院・買い物等。	那須塩原・大田原市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均108名の利用を目標とする。
第19号	那須塩原駅・那須湯本温泉	1.那須街道沿線住民の黒磯駅および那須塩原駅へのアクセス及び黒磯への通学・通勤・買い物。 2.那須塩原駅および黒磯駅より那須方面への観光客のアクセス。	那須塩原市民・那須町民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数を維持し、一日平均296名の利用を目標とする。
第20号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	1.宇都宮市内からリハビリテーション病院(旧・耀生会病院)・宇都宮病院への通院・見舞。 2.上野団地住民の宇都宮中心市街地への通勤・通学・買い物。	宇都宮市民の通勤、通学、通院等、生活の足を確保するため、現行の運行回数維持し、一日平均411名の利用を目標とする。

生産性向上の取組について

	路線名	事業者名	関係市町村	生産性向上に向けた具体的な取組内容					R6 輸送量	R6 平均 乗車 密度	バス系統として維持する理由 (個別具体的な理由)
				実施内容	想定される 実施主体	効果目標	実施時期	その他特記事項			
1	宇都宮駅・日光東照宮	関東自動車株式会社	宇都宮市、日光市（旧今市市、旧日光市）	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	30.7	4.8	
2	宇都宮駅・今市車庫	関東自動車株式会社	宇都宮市、日光市（旧今市市）	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	33.5	5.5	
3	宇都宮駅・船生	関東自動車株式会社	宇都宮市、日光市（旧今市市）、塩谷町	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	36.8	5.5	
4	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	関東自動車株式会社	宇都宮市、鹿沼市	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	30.0	4.7	
5	宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	関東自動車株式会社	宇都宮市、鹿沼市	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	22.5	4.8	
6	石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線	関東自動車株式会社	下野市・壬生町	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	19.0	2.5	
7	駒生営業所・田原・今里	関東自動車株式会社	宇都宮市（旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町）	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	30.7	5.3	
8	駒生営業所・塩谷町役場	関東自動車株式会社	宇都宮市（旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町）、塩谷町	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	27.5	5.1	
9	駒生営業所・田原・グリーンタウン	関東自動車株式会社	宇都宮市（旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町）	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	19.3	5.7	
10	駒生営業所・屋板・上三川車庫	関東自動車株式会社	宇都宮市、上三川町	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1％	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	29.4	6.0	

生産性向上の取組について

	路線名	事業者名	関係市町村	生産性向上に向けた具体的な取組内容					R6 輸送量	R6 平均 乗車 密度	バス系統として維持する理由 (個別具体的な理由)
				実施内容	想定される 実施主体	効果目標	実施時期	その他特記事項			
11	石橋駅・真岡営業所	関東自動車株式会社	下野市・上三川町・真岡市	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	38.2	4.2	
12	宇都宮東武・ベルモール・真岡営業所	関東自動車株式会社	宇都宮市、真岡市	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	53.5	5.0	
13	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	関東自動車株式会社	宇都宮市、芳賀町、真岡市	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	17.5	4.5	
14	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	関東自動車株式会社	宇都宮市、芳賀町、市貝町、益子町	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	46.4	5.4	
15	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	関東自動車株式会社	さくら市（旧氏家町、旧喜連川町）、那須烏山市（旧南那須町）、那珂川町（旧小川町、旧馬頭町）	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	10.0	1.8	
16	西那須野駅・馬頭車庫	関東自動車株式会社	那須塩原市（旧西那須野町）、大田原市（旧大田原市）、那珂川町（旧小川町、旧馬頭町）	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	24.3	4.2	
17	西那須野駅・五峰の湯	関東自動車株式会社	那須塩原市（旧西那須野町）、大田原市（旧大田原市、旧黒羽町）	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	24.5	5.0	
18	大田原市役所・五峰の湯	関東自動車株式会社	大田原市（旧大田原市、旧黒羽町）	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	19.1	3.3	
19	那須塩原駅・那須湯本温泉	関東自動車株式会社	那須塩原市（旧黒磯市）、那須町	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	81.6	5.1	
20	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	関東自動車株式会社	宇都宮市（旧宇都宮市、旧河内町）	①地域連携ICカードの導入 ②自社アプリの公開 ③自社賃率の改定	関東自動車株式会社	収支改善率1%	①2021年3月 ②2023年3月 ④2023年7月	安定的な路線維持を目的とした増減回（2025年10月）	80.2	3.7	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
栃木県	関東自動車株式会社	(1) 宇都宮駅・日光東照宮	11,467.5	
	関東自動車株式会社	(2) 宇都宮駅・今市車庫	11,264.0	
	関東自動車株式会社	(3) 宇都宮駅・船生	9,313.5	
	関東自動車株式会社	(4) 宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	2,608.5	
	関東自動車株式会社	(5) 宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	3,930.0	
	関東自動車株式会社	(6) 石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線	1,325.5	
	関東自動車株式会社	(7) 駒生営業所・田原・今里	3,356.5	
	関東自動車株式会社	(8) 駒生営業所・塩谷町役場	10,859.0	
	関東自動車株式会社	(9) 駒生営業所・田原・グリーンタウン	1,603.0	
	関東自動車株式会社	(10) 駒生営業所・屋板・上三川車庫	4,952.5	
	関東自動車株式会社	(11) 石橋駅・真岡営業所	6,554.5	
	関東自動車株式会社	(12) 宇都宮東武・ベルモール・真岡営業所	4,785.0	
	関東自動車株式会社	(13) 宇都宮東武・橋場・真岡営業所	5,315.0	
	関東自動車株式会社	(14) 宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	10,948.5	
	関東自動車株式会社	(15) 氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	1,799.5	
	関東自動車株式会社	(16) 西那須野駅・馬頭車庫	7,305.0	
	関東自動車株式会社	(17) 西那須野駅・五峰の湯	6,252.0	
	関東自動車株式会社	(18) 大田原市役所・五峰の湯	3,914.5	
	関東自動車株式会社	(19) 那須塩原駅・那須湯本温泉	16,627.0	
	関東自動車株式会社	(20) 宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	7,644.5	
合 計			131,825.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付

2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	関東自動車株式会社	令和8年度
------	-----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,421,869 千円	営業外収益	19,407 千円	経常収益(イ)	3,441,276 千円
	営業費用	3,994,185 千円	営業外費用	18,270 千円	経常費用(ロ)	4,012,455 千円
	営業損益	△ 572,316 千円	営業外損益	1,137 千円	経常損益	△ 571,179 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	9,227,045.1 km					経常収支率 85.76 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,953,610 千円	営業外収益	28,466 千円	経常収益(イ')	2,982,076 千円
	営業費用	3,659,226 千円	営業外費用	23,469 千円	経常費用(ロ')	3,682,695 千円
	営業損益	△ 705,616 千円	営業外損益	4,997 千円	経常損益	△ 700,619 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	9,399,925.4 km					経常収支率 80.98 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,636,998 千円	営業外収益	9,104 千円	経常収益(イ'')	2,646,102 千円
	営業費用	3,674,879 千円	営業外費用	18,007 千円	経常費用(ロ'')	3,692,886 千円
	営業損益	△ 1,037,881 千円	営業外損益	△ 8,903 千円	経常損益	△ 1,046,784 千円
基準期間の前々年度 の 実車走行キロ(ハ'')	9,297,274.9 km					経常収支率 71.65 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間に)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北関東	397 円 20 銭	391 円 77 銭	434 円 85 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北関東	407 円 94 銭	347 円 59 銭	347 円 59 銭	60 円 35 銭	372 円 95 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
北関東	令和5年8月10日	基準期間の 前 年度	2 / 3	27.50%
		基準期間の 年度	/ 3	
		基準期間の 年度	/ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域におけ るキロ程	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率
			起点	主な 経由地	終点					チ	オ			オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル				
							①=カッコ内	②	①×② =③										ル÷チ	(チー(リ+ヌ ナル))÷チ=ヲ	
1		日光東照宮	宇都宮駅西口	徳次郎	日光東照宮	365	日	2,027.5 (5.5)	回	4.8	26.4	人	往39.0km (平均) 復38.9km	往0.0km (平均) 復0.0km	0.000%	往0.0km (平均) 復0.0km	往0.0km (平均) 復0.0km	往0.0km (平均) 復0.0km	往0.0km (平均) 復0.0km	0.000%	100.000%
2		今市車庫	宇都宮駅西口	徳次郎	今市車庫	365	日	2520.5 (6.9)	回	5.5	37.9	人	往32.4km 復32.4km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%
3		船生	宇都宮駅西口	石那田	船生	365	日	2351 (6.4)	回	5.5	35.2	人	往30.9km 復30.9km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%
4		荒針鹿沼	宇都宮駅西口	荒針	鹿沼営業所	365	日	2344.5 (6.4)	回	4.7	30.0	人	往20.1km 復20.1km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往11.2km 復11.2km	往11.2km 復11.2km	55.721%	44.278%
5		免許C楡木	宇都宮駅西口	免許センター	楡木車庫	365	日	1748 (4.7)	回	4.8	22.5	人	往21.3km 復21.3km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%
6		ゆうがお	石橋駅	おもちゃのまち駅	独協医科大学病院	365	日	2642 (7.2)	回	2.5	18.0	人	往7.7km 復7.7km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%
7		今里	駒生営業所	田原	今里	365	日	2166.5 (5.9)	回	5.3	31.2	人	往22.8km 復22.8km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往11.4km 復11.4km	往11.4km 復11.4km	50.000%	50.000%
8		塩谷町役場	駒生営業所	今里	塩谷町役場	365	日	1928.5 (5.2)	回	5.2	27.0	人	往36.0km 復36.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%
9		田原グリーンタウン	駒生営業所	田原小学校	宇都宮グリーンタウン	365	日	1239 (3.3)	回	5.7	18.8	人	往21.3km 復21.3km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往11.4km 復11.4km	往11.4km 復11.4km	53.521%	46.478%
10		駒生上三川車庫	駒生営業所	板運動	上三川車庫前	365	日	1957.5 (5.3)	回	6.0	31.8	人	往22.6km 復22.6km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%
11		石橋真岡営業所	石橋駅	川小学	真岡営業所	365	日	3206 (8.7)	回	4.2	36.5	人	往18.1km 復19.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%
12		ベルモール草園	宇都宮東武	ベルモール	真岡営業所	365	日	3732 (10.2)	回	4.9	49.9	人	往27.2km 復27.2km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往15.1km 復15.1km	往15.1km 復15.1km	55.514%	44.485%
13		橋場真岡営業所	宇都宮東武	橋場	真岡営業所	365	日	1273 (3.4)	回	4.5	15.3	人	往31.3km 復31.3km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%
14		ベルモール益子駅	宇都宮東武	ベルモール	益子駅前	365	日	3096 (8.4)	回	5.4	45.3	人	往32.6km 復32.6km	往0.0km 復0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.000%	100.000%

15	氏家駅 馬頭車庫	氏家 駅前	喜連川	馬頭 車庫	365	日	1936 (5.3)	回	1.8	9.5	人	往31.5km 復31.5km	31.5km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
16	西那須野 馬頭車庫	西那須野 駅前	倉骨	馬頭 車庫	365	日	2143 (5.8)	回	4.2	24.3	人	往31.6km 復31.6km	31.6km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
17	西那須野 五峰の湯	西那須野 駅前	黒羽高校	五峰の湯	365	日	1723 (4.7)	回	5.0	23.5	人	往23.2km 復23.2km	23.2km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
18	大田原市役所 五峰の湯	大田原市役所	黒羽高校	五峰の湯	365	日	1928 (5.2)	回	3.3	17.1	人	往22.5km 復22.5km	22.5km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
19	那須塩原駅 那須湯本温泉	那須塩原駅西口	黒磯駅	那須湯本温泉	365	日	5126 (14.0)	回	5.1	71.4	人	往24.4km 復24.4km	24.4km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
20	東口 黒本駅西口	宇都宮駅東口	上野田	岡本駅西口	365	日	7798 (21.3)	回	3.7	78.8	人	往8.9km 復8.9km	8.9km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
合計		系統										往505.4km 復506.2km	505.7km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往49.1km 復49.1km	49.1km		

補助 ブ ロ ッ ク 名		特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (「(チー(リ +ヌ))÷チ =ラ」)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益														補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用 がある場合				3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度		基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間に おける実車 走行キロ当 り経常収益 の運賃改定 による増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控 除額 ケ×gのい ずれか少な い額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4.の適 用後のキロ 当たり経常 収益 ノーh=ノ"	経常収益 ヤ		実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収 益 ヤ"÷マ" =d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収 益 ヤ"÷マ" =e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収 益 ヤ÷マ=f			
0	1	0	100.000%	161,294.9 km	56,064,494円	176円.41銭	35円.10銭	35円.10銭	176円.41銭	211円.51銭	41,177.613円	214,821.1 km	191円.68銭	42,763,763円	215,180.0 km	198円.73銭	45,525,919円	186,487.8 km	244円.12銭	28,454,033	円
	2	0	100.000%	164,359.4 km	57,129,683円	210円.52銭	41円.63銭	41円.63銭	210円.52銭	252円.15銭	28,051.447円	126,998.3 km	220円.88銭	31,703,162円	128,843.6 km	246円.05銭	42,745,150円	147,834.4 km	289円.53銭	34,600,940	円
	3	0	100.000%	145,291.8 km	50,501,976円	219円.38銭	44円.21銭	44円.21銭	219円.38銭	263円.59銭	37,824,718円	160,556.4 km	235円.58銭	39,741,964円	160,432.8 km	247円.71銭	46,860,278円	152,398.8 km	307円.48銭	31,874,115	円
	4	0	100.000%	94,248.9 km	32,759,975円	214円.24銭	44円.46銭	44円.46銭	214円.24銭	258円.70銭	21,306,780円	96,761.4 km	220円.19銭	23,709,671円	96,118.2 km	246円.67銭	29,365,103円	94,952.4 km	309円.26銭	20,191,884	円
	5	0	100.000%	74,464.8 km	25,883,219円	223円.56銭	44円.32銭	44円.32銭	223円.56銭	267円.88銭	18,312,571円	74,592.6 km	245円.50銭	18,620,249円	74,507.4 km	249円.91銭	22,992,498円	74,592.6 km	308円.24銭	16,647,350	円
	6	0	100.000%	40,686.8 km	14,142,324円	148円.92銭	29円.92銭	29円.92銭	148円.92銭	178円.84銭	3,502,346円	22,499.4 km	155円.66銭	7,750,270円	44,860.2 km	172円.76銭	8,922,219円	42,873.6 km	208円.10銭	6,059,078	円
	7	0	100.000%	98,792.4 km	34,339,250円	211円.67銭	43円.83銭	43円.83銭	211円.67銭	255円.50銭	17,141,604円	78,591.6 km	218円.10銭	23,129,345円	94,962.0 km	243円.56銭	29,562,698円	96,968.4 km	304円.86銭	20,911,387	円
	8	0	100.000%	138,852.0 km	48,263,566円	188円.28銭	38円.96銭	38円.96銭	188円.28銭	227円.24銭	27,128,935円	139,414.5 km	194円.59銭	30,058,021円	139,069.5 km	216円.13銭	37,388,166円	137,962.5 km	271円.00銭	26,143,054	円
	9	0	100.000%	52,171.0 km	18,134,117円	215円.36銭	47円.13銭	47円.13銭	215円.36銭	262円.49銭	13,483,568円	67,302.7 km	200円.34銭	13,487,162円	52,003.9 km	259円.34銭	17,108,013円	52,189.1 km	327円.80銭	11,235,546	円
	10	0	100.000%	88,479.0 km	30,754,415円	235円.64銭	45円.65銭	45円.65銭	235円.64銭	281円.29銭	18,118,985円	75,009.4 km	241円.55銭	21,324,313円	74,873.8 km	284円.80銭	26,172,728円	82,422.2 km	317円.54銭	20,849,191	円
	11	0	100.000%	118,660.9 km	41,245,342円	210円.28銭	38円.99銭	38円.99銭	210円.28銭	249円.27銭	31,917,547円	129,371.9 km	246円.71銭	29,369,436円	127,713.3 km	229円.96銭	33,404,614円	123,188.9 km	271円.16銭	24,952,014	円
	12	0	100.000%	203,020.8 km	70,567,999円	227円.49銭	43円.20銭	43円.20銭	227円.49銭	270円.69銭	56,718,920円	242,681.2 km	233円.71銭	67,252,960円	242,038.8 km	277円.86銭	66,376,249円	220,882.4 km	300円.50銭	46,185,201	円
	13	0	100.000%	79,689.8 km	27,699,377円	196円.40銭	35円.85銭	35円.85銭	196円.40銭	232円.25銭	20,913,899円	104,761.1 km	199円.63銭	25,894,520円	104,510.7 km	247円.76銭	22,759,940円	91,270.8 km	249円.36銭	15,851,076	円
	14	0	100.000%	201,859.2 km	70,164,239円	239円.11銭	44円.47銭	44円.47銭	239円.11銭	283円.58銭	52,866,009円	213,856.0 km	247円.20銭	62,735,020円	213,204.0 km	294円.24銭	64,023,493円	206,977.4 km	309円.32銭	48,266,553	円
	15	0	100.000%	121,968.0 km	42,394,857円	88円.42銭	16円.64銭	16円.64銭	88円.42銭	105円.06銭	13,456,882円	137,686.5 km	97円.73銭	13,986,851円	137,529.0 km	101円.70銭	14,963,807円	129,276.0 km	115円.75銭	10,784,410	円
	16	0	100.000%	135,437.6 km	47,076,755円	112円.08銭	19円.24銭	19円.24銭	112円.08銭	131円.32銭	17,196,538円	134,900.4 km	127円.47銭	17,830,892円	134,426.4 km	132円.64銭	18,048,979円	134,837.2 km	133円.85銭	15,179,846	円
	17	0	100.000%	79,947.2 km	27,788,847円	105円.54銭	18円.60銭	18円.60銭	105円.54銭	124円.14銭	10,044,085円	86,489.6 km	116円.13銭	10,891,028円	85,816.8 km	126円.91銭	10,806,024円	83,520.0 km	129円.38銭	8,437,627	円
	18	0	100.000%	86,760.0 km	30,156,908円	70円.78銭	13円.37銭	13円.37銭	70円.78銭	84円.15銭	8,707,379円	106,560.0 km	81円.71銭	8,285,706円	106,582.5 km	77円.73銭	8,973,547円	96,457.5 km	93円.03銭	6,140,872	円
	19	0	100.000%	250,148.8 km	86,949,221円	214円.65銭	46円.68銭	46円.68銭	214円.65銭	261円.33銭	68,017,100円	321,323.6 km	205円.45銭	81,624,195円	321,470.0 km	253円.90銭	93,080,316円	286,700.0 km	324円.66銭	53,694,439	円
	20	0	100.000%	138,804.4 km	48,247,021円	189円.44銭	42円.40銭	42円.40銭	189円.44銭	231円.84銭	24,708,086円	144,153.3 km	171円.40銭	33,047,154円	144,153.3 km	229円.25銭	41,891,032円	141,376.5 km	294円.89銭	26,295,105	円
合計				2,474,937.7 km	860,263,585円						528,594,992円	2,678,331.0 km		603,205,682円	2,698,296.2 km		680,770,773円	2,582,968.5 km		472,553,721	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との組合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ
0	1	0	27,610,461 円	25,229,022 円	25,229,022 円	25,229,022 円	25,229,022 円	22,935,474 円	22,935 千円	11,467.5 千円	37,344,608 円	25,877,108 円
	2	0	22,528,743 円	25,708,357 円	22,528,743 円	22,528,743 円	22,528,743 円		22,528 千円	11,264.0 千円	32,447,833 円	21,183,833 円
	3	0	18,627,861 円	22,725,889 円	18,627,861 円	18,627,861 円	18,627,861 円		18,627 千円	9,313.5 千円	27,396,221 円	18,082,721 円
	4	0	12,568,091 円	14,741,988 円	12,568,091 円	5,564,899 円	12,568,091 円	5,217,092 円	5,217 千円	2,608.5 千円	18,256,012 円	15,647,512 円
	5	0	9,235,869 円	11,647,448 円	9,235,869 円	9,235,869 円	9,235,869 円	7,860,314 円	7,860 千円	3,930.0 千円	13,729,820 円	9,799,820 円
	6	0	8,083,246 円	6,364,045 円	6,364,045 円	6,364,045 円	6,364,045 円	2,651,685 円	2,651 千円	1,325.5 千円	10,538,695 円	9,213,195 円
	7	0	13,427,863 円	15,452,662 円	13,427,863 円	6,713,931 円	13,427,863 円		6,713 千円	3,356.5 千円	19,389,984 円	16,033,484 円
	8	0	22,120,512 円	21,718,604 円	21,718,604 円	21,718,604 円	21,718,604 円		21,718 千円	10,859.0 千円	30,500,230 円	19,641,230 円
	9	0	6,898,571 円	8,160,352 円	6,898,571 円	3,206,317 円	6,898,571 円		3,206 千円	1,603.0 千円	10,047,091 円	8,444,091 円
	10	0	9,905,224 円	13,839,486 円	9,905,224 円	9,905,224 円	9,905,224 円		9,905 千円	4,952.5 千円	15,244,932 円	10,292,432 円

	11	0	16,293,328	円	18,560,403	円	16,293,328	円	16,293,328	円	16,293,328	円	13,109,574	円	13,109	千円	6,554.5	千円	23,454,513	円	16,900,013	円
	12	0	24,382,798	円	31,755,599	円	24,382,798	円	10,846,687	円	24,382,798	円	9,570,606	円	9,570	千円	4,785.0	千円	36,635,104	円	31,850,104	円
	13	0	12,048,301	円	12,464,719	円	12,048,301	円	12,048,301	円	12,048,301	円	10,630,853	円	10,630	千円	5,315.0	千円	16,857,581	円	11,542,581	円
	14	0	21,897,686	円	31,573,907	円	21,897,686	円	21,897,686	円	21,897,686	円		円	21,897	千円	10,948.5	千円	34,079,889	円	23,131,389	円
	15	0	31,610,447	円	19,077,685	円	19,077,685	円	19,077,685	円	19,077,685	円	3,599,563	円	3,599	千円	1,799.5	千円	38,971,215	円	37,171,715	円
	16	0	31,896,909	円	21,184,539	円	21,184,539	円	21,184,539	円	21,184,539	円	14,610,026	円	14,610	千円	7,305.0	千円	40,070,568	円	32,765,568	円
	17	0	19,351,220	円	12,504,981	円	12,504,981	円	12,504,981	円	12,504,981	円		円	12,504	千円	6,252.0	千円	24,176,033	円	17,924,033	円
	18	0	24,016,036	円	13,570,608	円	13,570,608	円	13,570,608	円	13,570,608	円	7,829,196	円	7,829	千円	3,914.5	千円	29,252,002	円	25,337,502	円
	19	0	33,254,782	円	39,127,149	円	33,254,782	円	33,254,782	円	33,254,782	円		円	33,254	千円	16,627.0	千円	48,351,262	円	31,724,262	円
	20	0	21,951,916	円	21,711,159	円	21,711,159	円	21,711,159	円	21,711,159	円	15,289,548	円	15,289	千円	7,644.5	千円	30,328,761	円	22,684,261	円
合計			387,709,864	円	387,118,602	円	342,429,760	円	311,484,271	円	342,429,760	円	113,303,931	円	263,651	千円	131,825	千円	537,072,354	円	405,246,854	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
0	1	0	11,467,500円	44.3%	2,381,439円	9.2%	0円	0.0%	12,028,169円	46.5%	
	2	0	11,264,000円	53.2%	0円	0.0%	0円	0.0%	9,919,833円	46.8%	
	3	0	9,313,500円	51.5%	0円	0.0%	0円	0.0%	8,769,221円	48.5%	
	4	0	2,608,500円	16.7%	0円	0.0%	0円	0.0%	13,039,012円	83.3%	
	5	0	3,930,000円	40.1%	0円	0.0%	0円	0.0%	5,869,820円	59.9%	
	6	0	1,325,500円	14.4%	1,719,201円	18.7%	0円	0.0%	6,168,494円	67.0%	
	7	0	3,356,500円	20.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	12,676,984円	79.1%	
	8	0	10,859,000円	55.3%	401,908円	2.0%	0円	0.0%	8,380,322円	42.7%	
	9	0	1,603,000円	19.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	6,841,091円	81.0%	
	10	0	4,952,500円	48.1%	0円	0.0%	0円	0.0%	5,339,932円	51.9%	
	11	0	6,554,500円	38.8%	0円	0.0%	0円	0.0%	10,345,513円	61.2%	
	12	0	4,785,000円	15.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	27,065,104円	85.0%	
	13	0	5,315,000円	46.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	6,227,581円	54.0%	
	14	0	10,948,500円	47.3%	0円	0.0%	0円	0.0%	12,182,889円	52.7%	
	15	0	1,799,500円	4.8%	12,532,762円	33.7%	0円	0.0%	22,839,453円	61.4%	
	16	0	7,305,000円	22.3%	10,712,370円	32.7%	0円	0.0%	14,748,198円	45.0%	
	17	0	6,252,000円	34.9%	6,846,239円	38.2%	0円	0.0%	4,825,794円	26.9%	
	18	0	3,914,500円	15.4%	10,445,428円	41.2%	0円	0.0%	10,977,574円	43.3%	
	19	0	16,627,000円	52.4%	0円	0.0%	0円	0.0%	15,097,262円	47.6%	
	20	0	7,644,500円	33.7%	240,757円	1.1%	0円	0.0%	14,799,004円	65.2%	
合計			131,825,500円	32.5%	45,280,104円	11.2%	0円	0.0%	228,141,250円	56.3%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.認可を受けた補助対象期間の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表 2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当日計画運行回数又は平日1日当日計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ホ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
栃木県	塩谷地区	旧氏家町	総合病院・高等学校・大規模商業施設を有する為

事 業 者 名	関東自動車株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 路線バス部	(責任者役職・氏名) 部長 福島 崇文
補助金担当部門	(担当部門の名称) 路線バス部	(責任者役職・氏名) 部長 福島 崇文

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和6年度）

実態調査日

令和5年10月1日～令和6年9月30日

実施

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経常費用	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村による回数券購入等の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用	平均賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度			
																の平均賃率×日数+の平均賃率×日数		(B) (C) × (F) (G)			
																総適用日数					
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	宇都宮駅西口	徳次郎	日光東照宮	38.9	6.4	110,802	8.1	897,496.2	42,672,162	186,487.8	2,461,737	392,020	45,525,919	81,094,217	(47.21×365) /365	47.21	4.8	30.7	有・	
第2号	宇都宮駅・今市車庫	宇都宮駅西口	徳次郎	今市車庫	32.4	6.1	104,093	7.8	811,925.4	40,484,747	147,634.4	1,949,891	310,512	42,745,150	64,198,818	(49.77×365) /365	49.77	5.5	33.5	有・	
第3号	宇都宮駅・船生	宇都宮駅西口	石那田	船生	30.9	6.7	117,656	7.2	847,123.2	44,526,411	152,398.8	2,013,263	320,604	46,860,278	66,270,618	(52.43×365) /365	52.43	5.5	36.8	有・	
第4号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	宇都宮駅西口	荒針	鹿沼営業所	20.1	6.4	99,778	4.5	449,001.0	27,911,381	94,952.4	1,254,024	199,698	29,365,103	41,290,051	(61.48×365) /365	61.48	4.7	30.0	有・	
第5号	宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	宇都宮駅西口	免許センター	楡木車庫	21.3	4.7	62,806	5.7	357,994.2	21,850,995	74,592.6	984,695	156,808	22,992,498	32,436,592	(60.55×365) /365	60.55	4.8	22.5	有・	
第6号	石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線	石橋駅	おもちゃのまち駅	独協医大病院	7.7	7.6	27,373	3.9	106,754.7	8,265,290	42,873.6	566,687	90,242	8,922,219	18,643,584	(76.85×365) /365	76.85	2.5	19.0	有・	
第7号	駒生営業所・田原・今里	駒生営業所	田原	今里	22.8	5.8	95,640	5.4	516,456.0	28,077,895	96,968.4	1,280,835	203,968	29,562,698	42,166,708	(54.13×365) /365	54.13	5.3	30.7	有・	
第8号	駒生営業所・塩谷町役場	駒生営業所	今里	塩谷町役場	36.0	5.4	103,324	6.9	712,935.6	35,276,103	137,962.5	1,821,929	290,134	37,388,166	59,992,993	(49.33×365) /365	49.33	5.1	27.5	有・	
第9号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	駒生営業所	田原小学校	宇都宮グリーンタウン	21.3	3.4	50,264	5.9	296,557.6	16,308,397	52,189.1	689,773	109,843	17,108,013	22,694,429	(54.23×365) /365	54.23	5.7	19.3	有・	
第10号	駒生営業所・屋板・上三川車庫	駒生営業所	屋板運動場	上三川車庫前	22.6	4.9	88,088	5.6	493,292.8	24,911,141	82,422.2	1,088,283	173,304	26,172,728	35,841,293	(50.01×365) /365	50.01	6.0	29.4	有・	
第11号	石橋駅・真岡営業所	石橋駅	上三川小学校前	真岡営業所	18.5	9.1	63,910	8.1	517,671.0	31,518,589	123,188.9	1,626,941	259,084	33,404,614	53,568,693	(60.52×365) /365	60.52	4.2	38.2	有・	
第12号	宇都宮東武・ベルモール・真岡営業所	宇都宮東武	ベルモール	真岡営業所	27.2	10.7	172,923	6.4	1,106,707.2	62,995,533	220,882.4	2,916,306	464,410	66,376,249	96,050,711	(56.62×365) /365	56.62	5.0	53.5	有・	
第13号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	宇都宮東武	橋場	真岡営業所	31.3	3.9	56,006	7.3	408,843.8	21,362,728	91,270.8	1,205,277	191,935	22,759,940	39,689,107	(51.64×365) /365	51.64	4.5	17.5	有・	
第14号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	宇都宮東武	ベルモール	益子駅前	32.6	8.6	136,609	8.1	1,106,532.9	60,854,690	206,977.4	2,733,504	435,299	64,023,493	90,004,122	(54.44×365) /365	54.44	5.4	46.4	有・	
第15号	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	氏家駅前	喜連川	馬頭車庫	31.5	5.6	18,240	13.0	237,120.0	12,984,541	129,276.0	1,707,374	271,892	14,963,807	56,215,668	(54.62×365) /365	54.62	1.8	10.0	有・	
第16号	西那須野駅・馬頭車庫	西那須野駅東口	倉骨	馬頭車庫	31.6	5.8	73,543	7.7	566,281.1	15,984,948	134,837.2	1,780,495	283,536	18,048,979	58,633,956	(28.1×365) /365	28.10	4.2	24.3	有・	
第17号	西那須野駅・五峰の湯	西那須野駅東口	黒羽高校	五峰の湯	23.2	4.9	55,208	7.5	414,060.0	9,527,484	83,520.0	1,102,907	175,633	10,806,024	36,318,672	(22.72×365) /365	22.72	5.0	24.5	有・	
第18号	大田原市役所・五峰の湯	大田原市役所	黒羽高校	五峰の湯	22.5	5.8	44,092	7.4	326,280.8	7,497,221	96,457.5	1,273,523	202,803	8,973,547	41,944,543	(22.92×365) /365	22.92	3.3	19.1	有・	
第19号	那須塩原駅・那須湯本温泉	那須塩原駅西口	黒磯駅	那須湯本温泉	24.4	16.0	123,901	11.9	1,474,421.9	88,690,894	286,700.0	3,786,446	602,976	93,080,316	124,671,495	(59.9×365) /365	59.90	5.1	81.6	有・	
第20号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	宇都宮駅東口	上野団地	岡本駅西口	8.9	21.7	153,109	3.4	520,570.6	39,526,696	141,376.5	1,867,021	297,315	41,691,032	61,477,571	(74.38×365) /365	74.38	3.7	80.2	有・	
合計					505.7	149.5	1,757,365			641,227,846	2,582,968.5	34,110,911	5,432,016	680,770,773	1,123,203,841						

〔記載要領〕

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。）
なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度（基準期間）中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度（基準期間）の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度（基準期間）に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。

利用者意見について

事業者名：関東自動車株式会社

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	自社ホームページにおいて、利用促進の観点で意見要望を収集	通年実施	・運行本数を戻して欲しい ・深夜バスを運行して欲しい ・紙製の簡易時刻表を作って欲しい ・バスの定時性を確保して欲しい ・丁寧に運転して欲しい ・フリーWi-Fiを入れて欲しい ・車内が暑い（寒い） ・停留所を廃止（設置）して欲しい
2	バス停にて利用者促進の観点で意見を聴取	通年実施	・バスが時間通りに来ないのをどうにかして欲しい ・バス停に上屋やベンチが欲しい ・ロケーションシステムが正しく動作していない

住民意見について

市町村名：宇都宮市

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	市ホームページ等で寄せられた意見について記載 バス路線全体への意見	令和6年4月～ 令和7年3月	①駒生営業所～下宝井～宇都宮グリーンタウンについて、宝井団地を経由してほしい ②きぶな（市内循環線）について、せめて20分間隔で運行してほしい ③雀宮駅～さつき団地～西川田駅について、上原市営住宅まで経路を変更してほしい ④土日祝ダイヤの始発時間が遅く、宇都宮駅7時発の電車に間に合わない

市町村名：鹿沼市

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	【利用者アンケート】 ・利用促進の観点で実施 ・市ホームページで実施しているアンケートの結果	令和6年4月～ 令和7年3月	上位の意見（有効回答数6件） ◆運行事業者について（運転手の対応、バスの表示、バスの設備）3件 ◆運行ルート、ダイヤの変更について3件
2	【苦情・要望受付】 ・利用促進の観点で実施 ・電話や窓口で受け付けた苦情、要望の結果	令和6年4月～ 令和7年3月	上位の意見（有効回答数28件） ◆運行事業者について（運転手の対応、バスの表示、バスの設備）11件 ◆運行ルート、ダイヤの変更について9件 ◆時刻表について3件 ◆その他（バス停の設置要望、バス停名、ホームページなど）5件
3	【お問い合わせメール】 ・メールで受け付けた苦情、要望の結果	令和6年4月～ 令和7年3月	上位の意見（有効回答数3件） ◆運行事業者について（運転手の対応）3件

市町村名：日光市

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	市役所、地区センター及び出張所、ホームページ等において、市民からの要望、苦情等の意見を聴取	通年実施	(1) 全体への意見 ・鉄道やデマンドとも乗り継ぎがしやすくなるよう、ダイヤの調整をしてほしい。 ・土沢に移転した病院（獨協日光医療センター）へ行きやすくしてほしい。 ・本数を増便してほしい。 ・運転手の対応や運転マナーをもっと丁寧にしてほしい。 ・ドアや料金箱等を壊れたままで走行させずに、至急修繕してほしい。 (2) 関東自動車(株)への意見 ・運賃を安くしてほしい。 ・交通弱者の移動手段であるため、継続した運行をお願いしたい。 ・時間通りに待っていたが通過してしまい、乗れなかったことがあった。 ・狭い道路でもスピードの出しすぎで危険を感じることもある。安全運転をしてほしい。 ・後ろのドア（スライドドア）が壊れていて自分では乗れず、運転手に手伝ってもらい、車いすを畳んで何とか乗せてもらうことができたが、早く直してほしい。 ・運賃表示板や料金箱が壊れていて、運転手には間違った料金を案内された。 ・古いバスに乗るのは怖い。安全面で不安を感じる。

市町村名：下野市

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	市役所やホームページ等において、バス利用者からの要望、苦情等の意見を聴取	通年実施	関東自動車への意見 （石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線） ・11～14時にバスが1本もないので増やしてほしい。 ・停留所を石橋総合病院の敷地内に設置してもらいたい。 ・獨協医大病院への交通手段として便利。
2	下野市産業祭にて「公共交通」に関するアンケートを実施（回答数 345 件）	令和 6 年 10 月 27 日 実施	【外出する際の主な交通手段】 ・自分で運転する車 62% ・路線バス 3% 【路線バスを利用しない理由】 ・自家用車のほうが便利 40% ・必要ない 31% ・乗り方が分からない 8% ・行きたい方向に路線がない 6%

市町村名：塩谷町

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	公共交通懇談会にて、町の公共交通の利便性について意見聴取	令和6年 8月10日 実施	意見 ①バスの停留所がどこにあるのかや出発時刻がわかりにくい。時刻表が手軽に入手できるようにしてほしい。 ②宇都宮方面への通学に定期券を購入する人もいるが、購入費が高い。費用の負担を抑えられれば、利用しやすくなると思う。

市町村名：壬生町

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	役場庁舎やホームページ等において、バス利用者からの要望、苦情等の意見を聴取	通年実施	関東自動車への意見 (石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線) ・バスのダイヤが変更され、昼間の時間に運行していないため、戻してほしい。獨協医科大学病院へ通院・お見舞いに行くために使いたい。 ・8時台のバスが混んでいるので、混雑を解消してほしい。 ・「石橋総合病院入口」の停留所が、石橋総合病院から遠い。敷地内に設置してもらいたい。

市町村名：那須烏山市

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	バス利用促進の観点で、地域間幹線系統である関東自動車(株)「JR氏家駅～喜連川～馬頭車庫」線の利用者の多い沿線自治会長に依頼して住民意見を聴取。	令和7年 5月21日 実施	・長坂バス停留所(上り車線)の位置について、待ちスペースが無く危険である。停留所の位置を多少移動するなどして、利用者が安全に立って待てられるよう改善を願いたい。 ※令和4年度・5年度・6年度にも同様の意見が出ています。 ・地域住民の生活に必要な不可欠なバス路線であり、バスを小型化する等々の経費削減を講じつつ、路線存続に向けた取組を希望する。

市町村名：市貝町

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	窓口で来庁者に、利用促進の観点で簡易アンケートを実施 (1)バス全体 ①バス利用の頻度 ②バスに乗るとき、ダイヤをどうやって調べますか ③自由意見 (2)事業者別	令和7年 4月23日～ 令和7年 5月13日 実施	(1)全体への意見 ①バス利用は、通勤通学で週5回の頻度で利用するが、全く利用しない方もいる。 ②バスのダイヤは、HPで検索する方が多い。 ③特になし
			(2)事業者別 ○関東自動車(株)への意見 ・特になし・乗り継ぎの待ち時間が長い。

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	利用者の乗降が多い黒磯駅および道の駅那須高原友愛の森において、住民を対象に利用促進の観点で簡易アンケート調査を実施した。 質問内容 (1) 主な行先について (2) 利用頻度について (3) 支払い方法について (4) 乗り継ぎについて (5) 自由意見	令和 7 年 5 月 14 日 (水)	(1)主な行先 ・ 自宅 2 件・ 公共施設(図書館)1 件・ その他(登山)1 件 (2)利用頻度 ・ 毎日 1 件・ 月 1 回 3 件 (3)運賃の支払い方法 ・ 現金 2 件・ 定期券(totra)1 件・ suica1 件 (4)乗り継ぎ ・ しやすい 4 件 (6)自由意見 ・ 便数を増やして欲しい。 ・ 運行を維持してほしい。(廃止しないでほしい。) ・ 3 日間有効なフリーパス券があるとよい。
		令和 7 年 5 月 15 日 (木)	(1) 主な行先 ・ 自宅 1 件・ 買い物 1 件・ 温泉 1 件 (2) 利用頻度 ・ 週 1 回 2 件・ 月 3～4 回 1 件 (3) 運賃の支払い方法 ・ 現金 1 件・ suica 2 件 (4) 乗り継ぎ ・ しにくい 3 件 (5) 自由意見 ・ 本数が少ない。 ・ 那須街道にも公営のバスがほしい。(料金が高い。)
2	交通結節点の黒磯駅および道の駅那須高原友愛の森において、観光客を対象に利用促進の観点で簡易アンケート調査を実施した。 質問内容 (1) 居住地域について (2) 支払い方法について (3) 主な行先について (4) 乗り継ぎについて (5) 時刻表等の情報収集について (6) 自由意見	令和 7 年 5 月 14 日 (水)	(1) 居住地域参考 (都道府県等) ・ 県内 4 件・ 東京都 4 件・ 埼玉県 2 件 ・ 福島県 1 件・ 岡山県 2 件・ 関東 4 件 (2) 運賃の支払い方法 ・ suica 7 件・ PASMO 2 件 ・ フリーパス券 4 件・ その他 4 件 (3) 主な行先 ・ 観光施設、観光スポット 14 件 (南ヶ丘牧場、つつじ、那須ガーデンアウトレット等) ・ 自宅 2 件・ 会社 1 件 (4) 乗り継ぎ ・ しやすい 8 件・ しにくい 9 件 (5) 情報収集 ・ インターネット 13 件・ 駅、停留所等 2 件 ・ 雑誌 2 件・ その他 2 件 (6) 自由意見 ・ 待ち時間が長い。 ・ バス停にベンチがほしい。 ・ バス型のデマンド交通を希望。 ・ 荷物を置くスペースがほしい。 ・ 繁忙期に限ってもよいので便数を増やしてほしい。 ・ インターネットにリアルタイムの情報が掲載されていない。

		令和7年5月15日(木)	(1) 居住地域参考（都道府県等） ・埼玉県 1 件・県内 1 件 (2) 運賃の支払い方法 ・現金 1 件・PASMO 1 件 (3) 主な行先 ・商業施設 1 件・入浴施設 1 件 (4) 乗り継ぎ ・しやすい 2 件 (5) 情報収集 ・インターネット 2 件 (6) 自由意見 ・たまたま公共交通を使ったが、県内では車がないと移動が難しい。
--	--	--------------	---

市町村名：芳賀町

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	町役場窓口、ホームページ、電話等において、町民からの要望、苦情等の意見を聴取	通年実施	(1) 全体への意見 ・バスの本数が少ないため、バス（の時刻）に合わせて行動せねばならず面倒くさい。 ・運賃が高い。 ・路線が少ない。 ・町委託の路線は一つの事業者に頼るのではなく、他バス事業者と連携し共同運行路線として運転手の負担を減らしつつ運行本数を増やすなどの方法があるのではないか。 (2) 関東自動車(株)への意見 ・バスの本数が少ない。 ・町内から清原地区市民センター前トランジットセンターに接続して欲しい。

市町村名：大田原市

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	○バス通学している黒羽高校生を対象とした路線バス利用者アンケート 黒羽高校全生徒を対象に、市営バス、関東バス、大田原市デマンド交通等の公共交通の利用状況についてアンケート調査を実施。 回答数は161件。 ○調査内容 (1)居住地域 (2)利用バス (3)要望	令和7年4月5日～ 令和7年4月24日 実施	(1)居住地域 ・大田原市 49.0% ・那須塩原市 47.2% ・その他 3.7% (2)利用する公共交通 ・市営バス 32 名 ・関東バス 81 名 ・鉄道と市営バス 9 名 ・鉄道と関東バス 6 名 ・市営バスと関東バス 2 名 (3)要望 関東バス 西那須野駅-五峰の湯 ・登下校時の本数・台数を増やしてほしい 関東バス 大田原市役所-五峰の湯 ・登下校時の台数・本数を増やしてほしい。

市町村名：那須塩原市

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	・市地域バス利用者、窓口、電話、市への提言（市ホームページ）等で寄せられた意見・要望（随時）。 ・通学方法に関する高校生アンケート調査を実施。（那須定住自立圏域内県立高校9校に通う生徒）	令和6年 10月1日～ 令和7年 4月20日 実施	（1）全体への意見 ・登下校時の運行本数を増やして欲しい。 ・時間どおりに来ないなどバスの遅延に関する意見。 ・鉄道や他のバスとの接続向上。 （2）関東自動車（株）への意見 ・バス車内でWi-Fiが利用出来るのは嬉しい。 ・ICカード決済導入で便利になった。 ・利用者の多い停留所には上屋が欲しい。

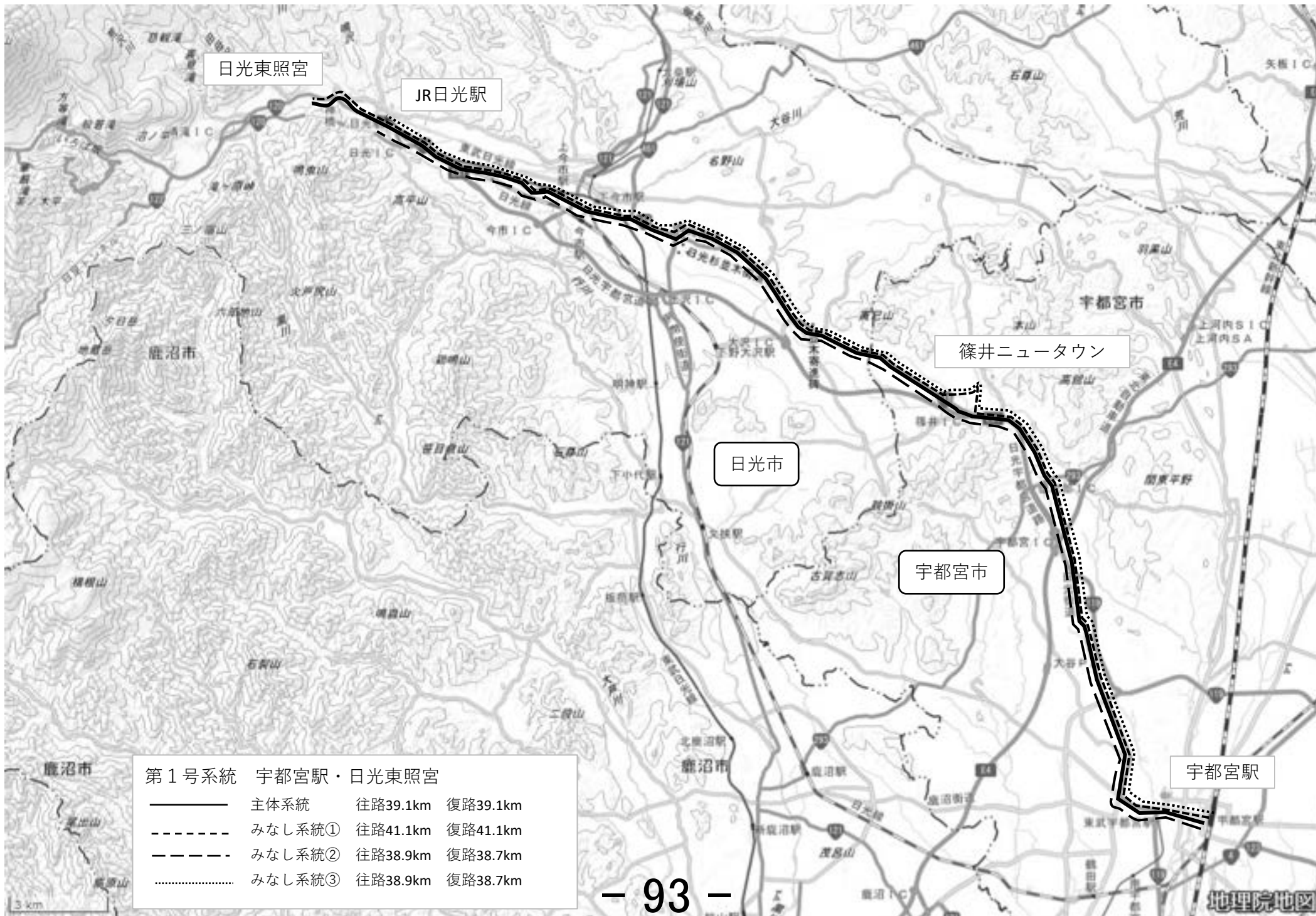
市町村名：那珂川町

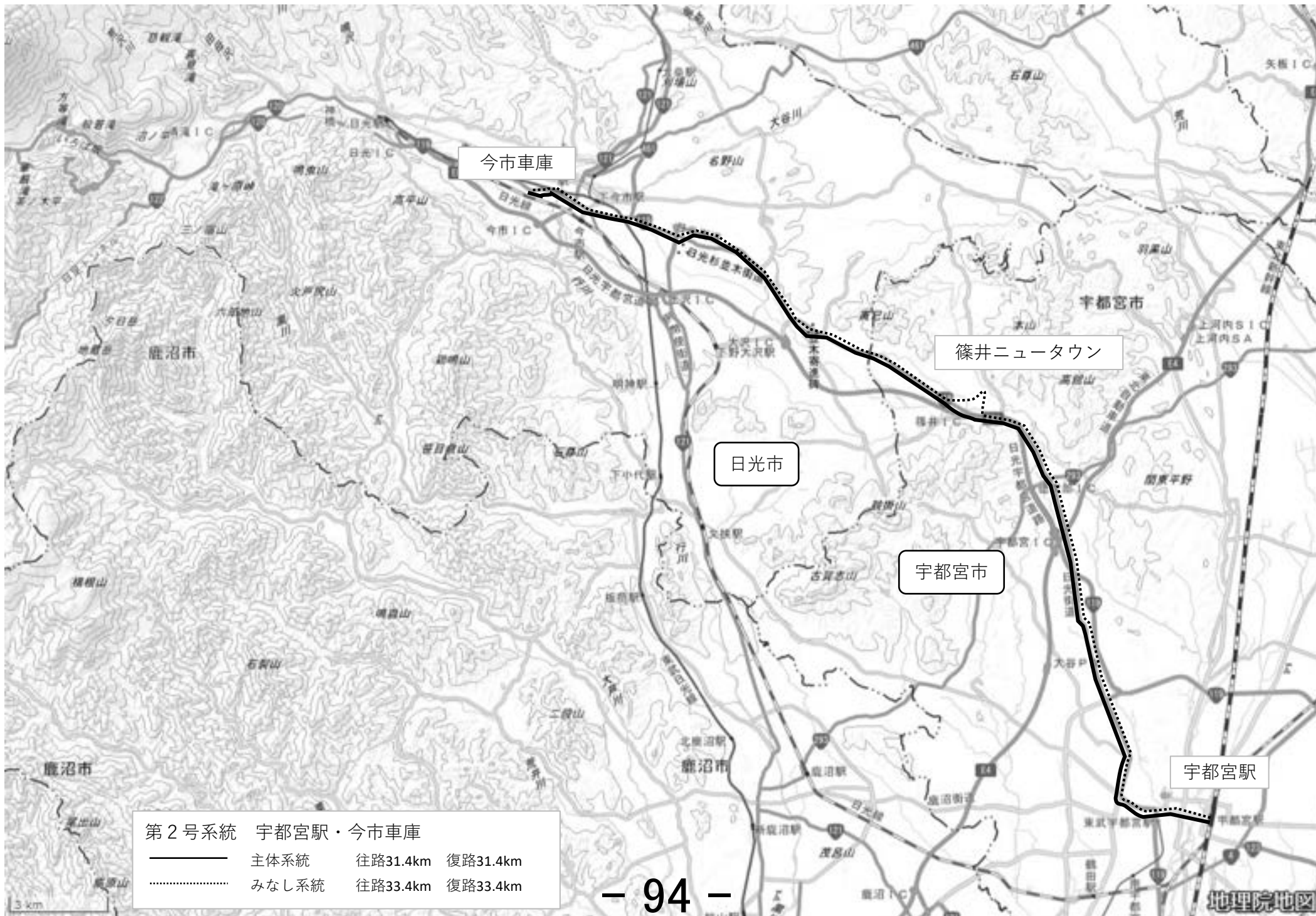
実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	窓口や電話、メール等により、町に寄せられた意見を記載	通年実施	・ダイヤ改正の情報を、事前連絡も含め、利用者が分かるように周知してほしい。 ・バスの便数を増やしてほしい。 ・需要に応じたダイヤ改正をしてほしい、利用者が多い施設等を通過する便と時刻については、特に配慮してほしい。 ・停留所への進入路を塞がないように対策してほしい。

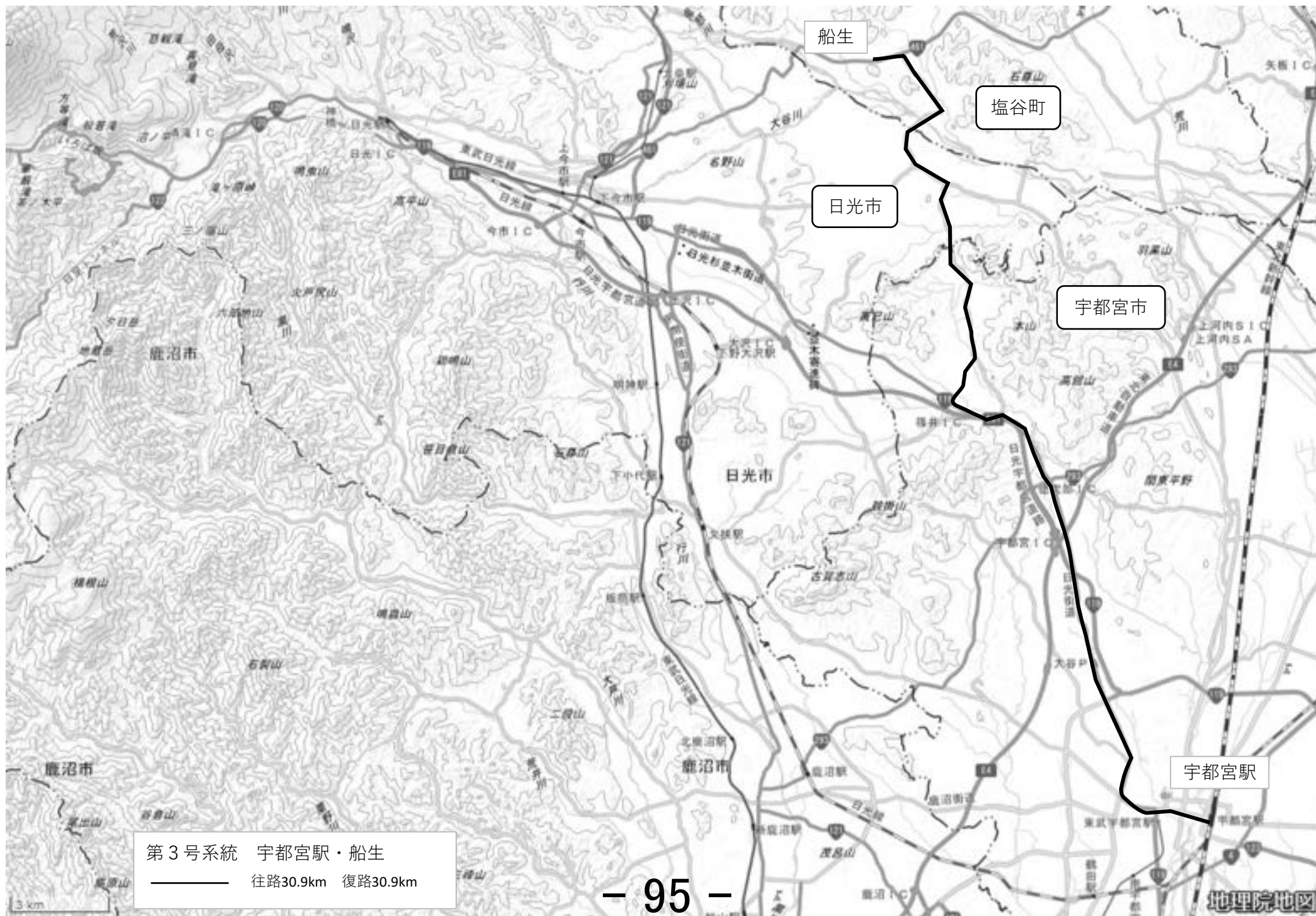
サービス向上策について

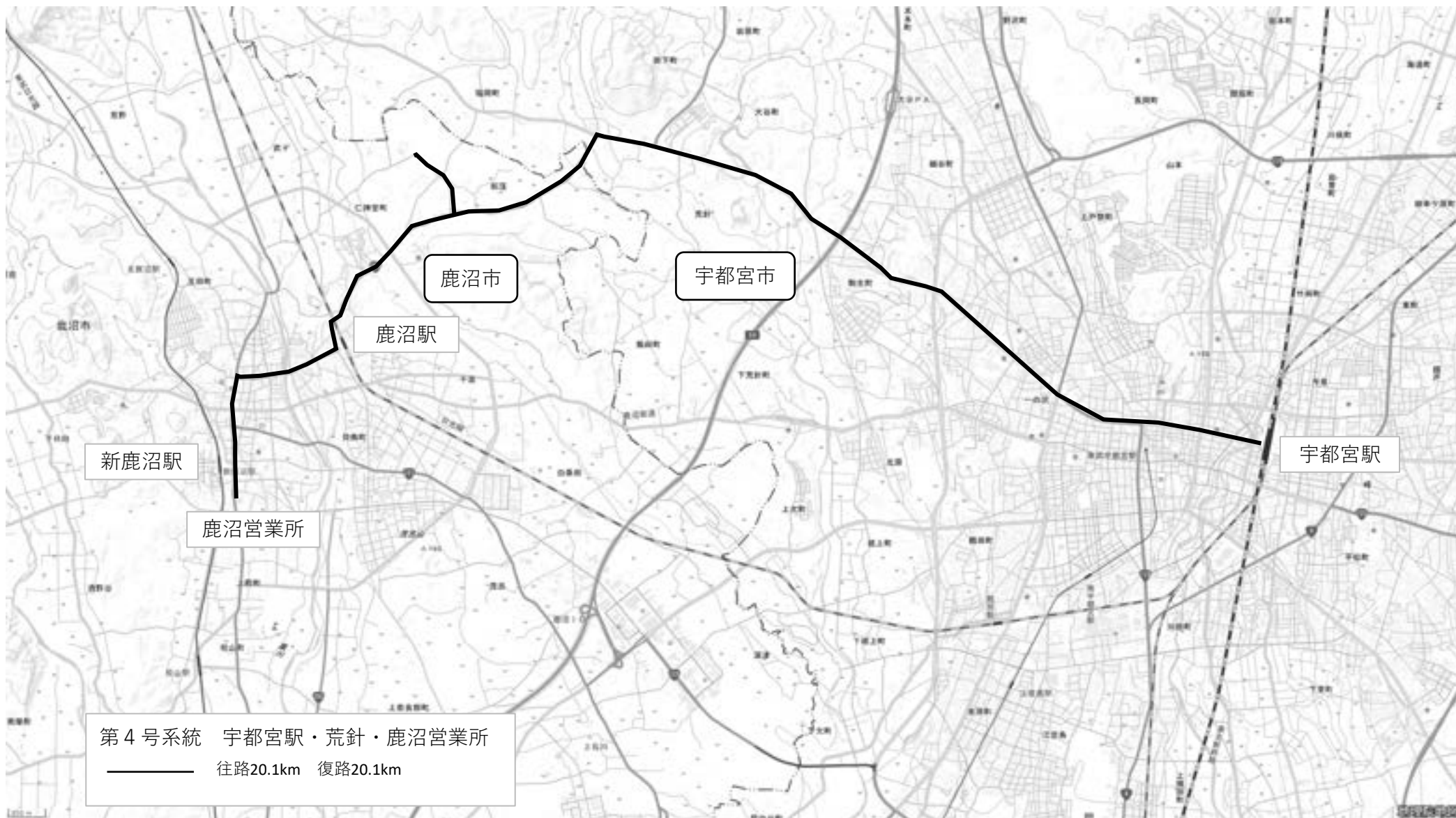
事業者名：関東自動車株式会社

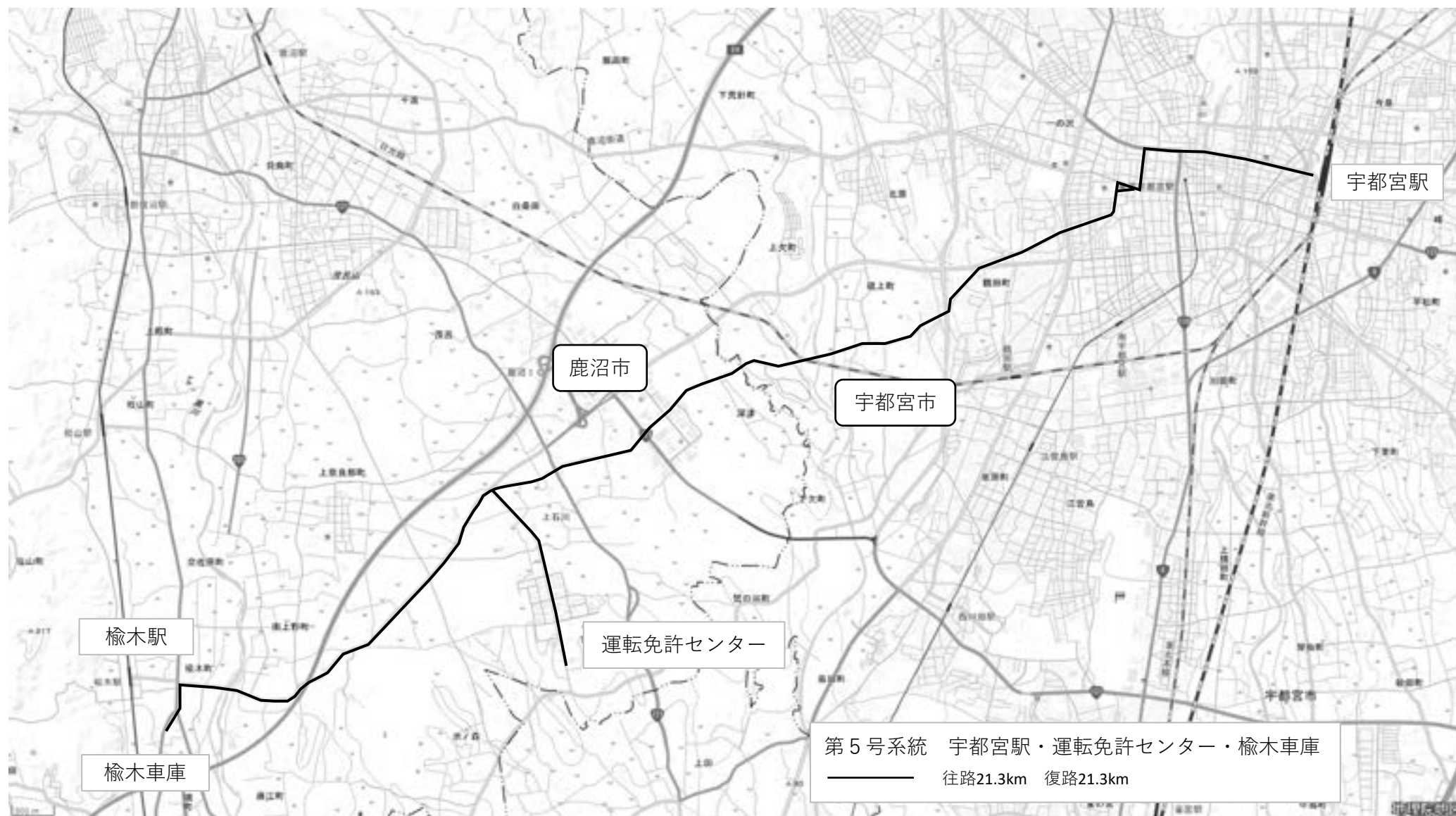
意見等		サービス向上策等
1	・バス運行情報の提供	・バスロケーションシステムによるリアルタイム運行情報をウェブやスマートフォンアプリ、デジタルサイネージにて提供している。
2	・運行時刻を見直して欲しい	・利用状況や電車に合わせたダイヤを作成している。
3	・路線の維持	・減便の際は利便性に留意しながらダイヤを作成している。
4	・障害者割引の拡充	・2023年7月より障害者割引を精神障害にも適用した。
5	・定時性の確保	・乗降口の変更及びICカード利用により、乗降時間が短縮された。 ・停留所通過実績を基にした所要時分の検討をしている。 ・周辺施設が少ない停留所の廃止
6	・バス待ち環境の改善	・地域、行政、バス協会と協力し、バス停上屋や自転車駐輪場の整備を継続実施していく。
7	・運賃を安くして欲しい	・運賃改定の際、一部定期券適用範囲を拡大した。 ・乗継割引を実施した。
8	・便数を増やして欲しい	・お客様の利用状況などを考慮しながら検討していく。
9	・始発終発の時刻を見直して欲しい	・お客様の利用状況などを考慮しながら検討していく。
10	・接客態度が悪い	・指導教育により接客マナーの向上に努めていく。

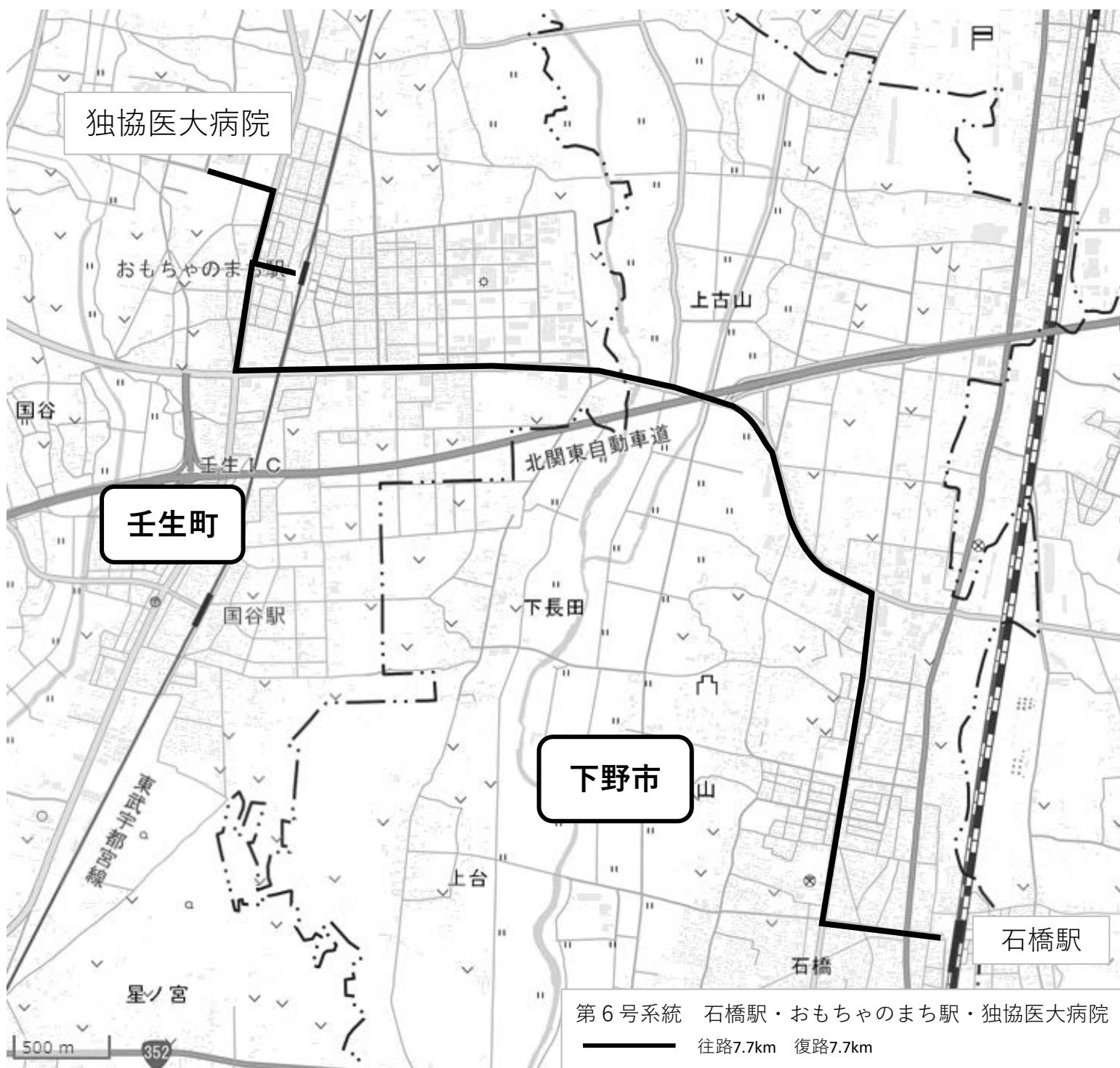






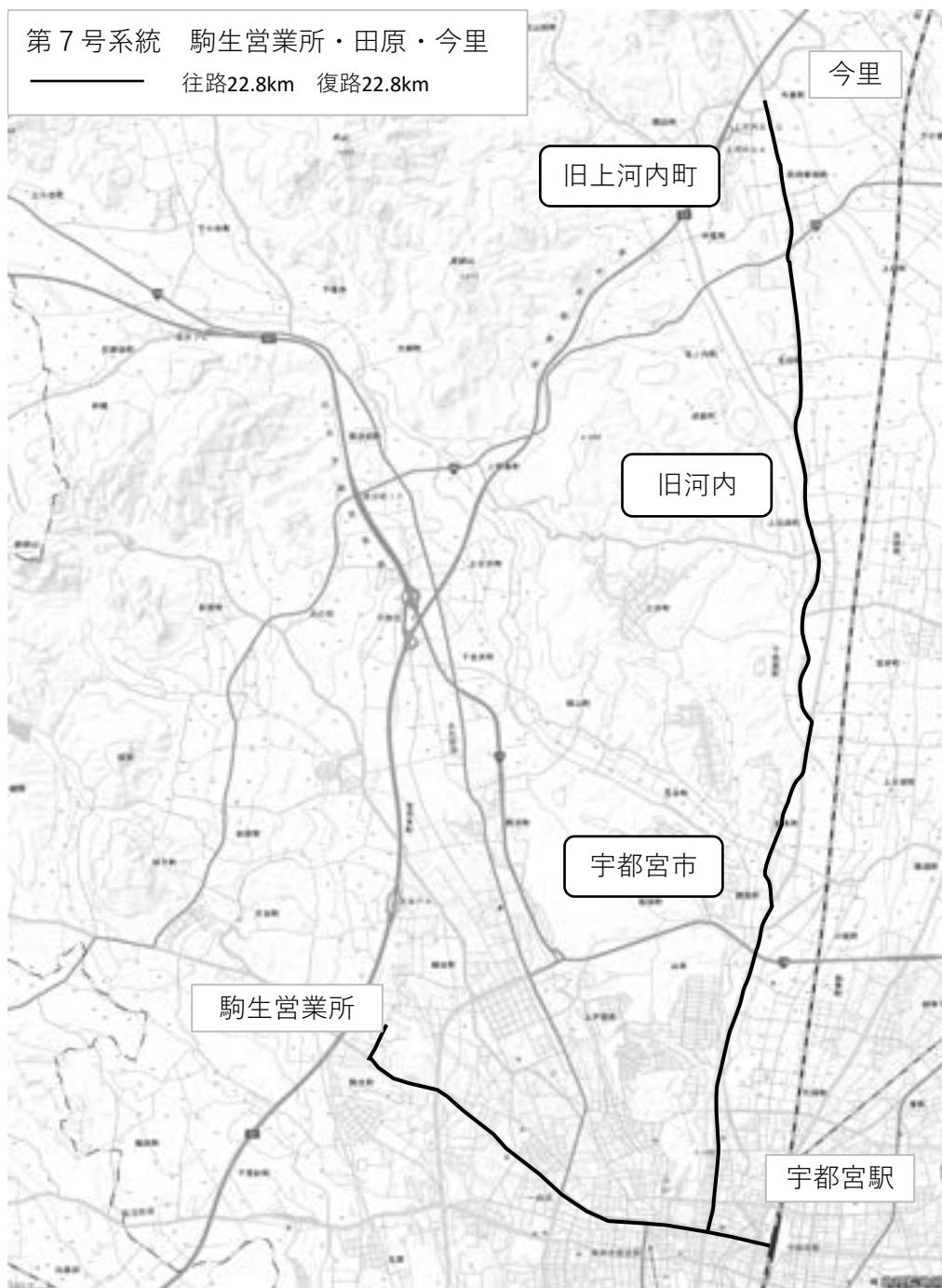






第7号系統 駒生営業所・田原・今里

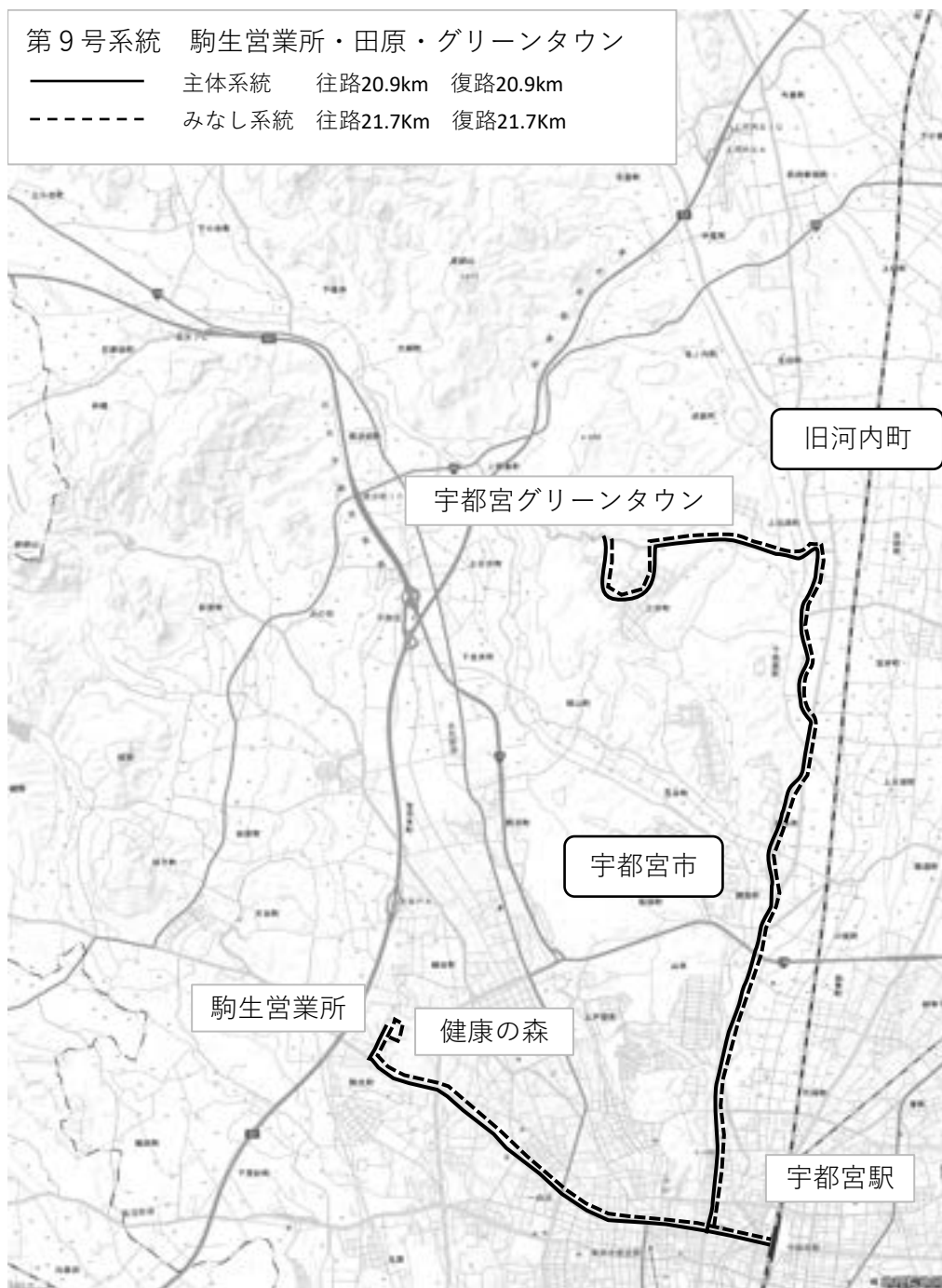
—— 往路22.8km 復路22.8km





第9号系統 駒生営業所・田原・グリーンタウン

—— 主体系統 往路20.9km 復路20.9km
 - - - - - みなし系統 往路21.7Km 復路21.7Km





第11号系統 石橋駅・真岡営業所

往路18.1km 復路19.0km

下野市

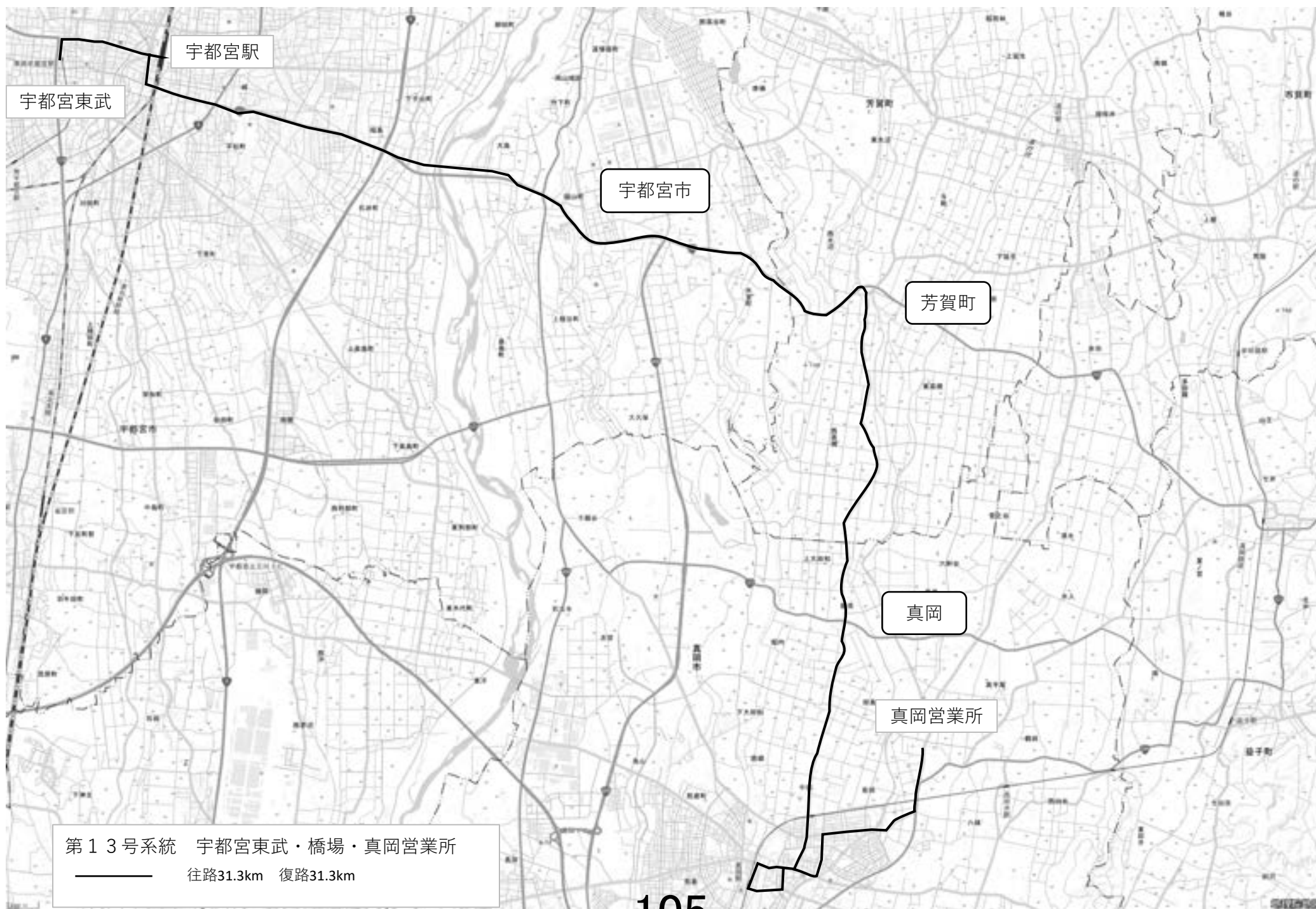
石橋駅

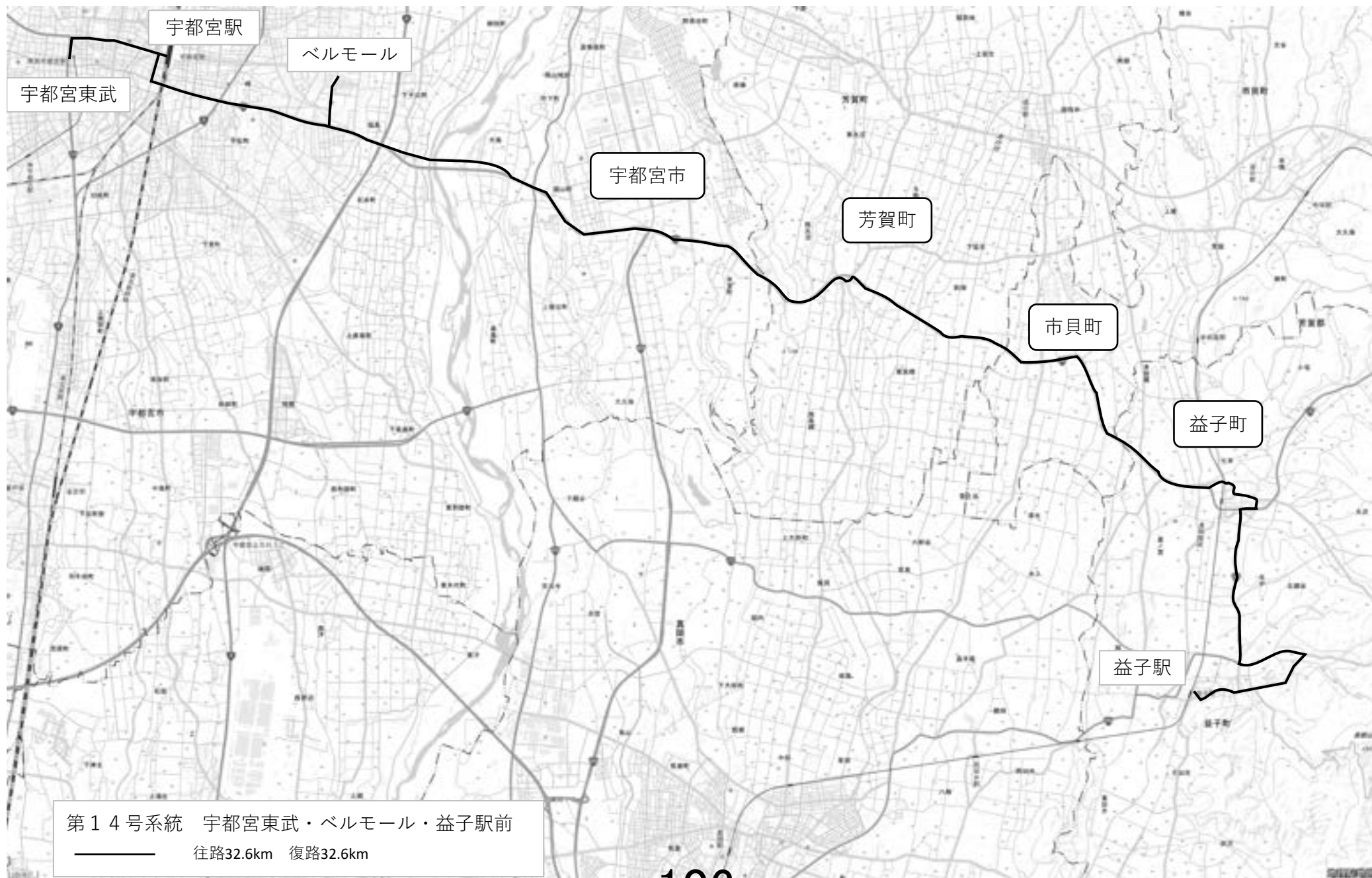
上三川町

真岡市

真岡営業所



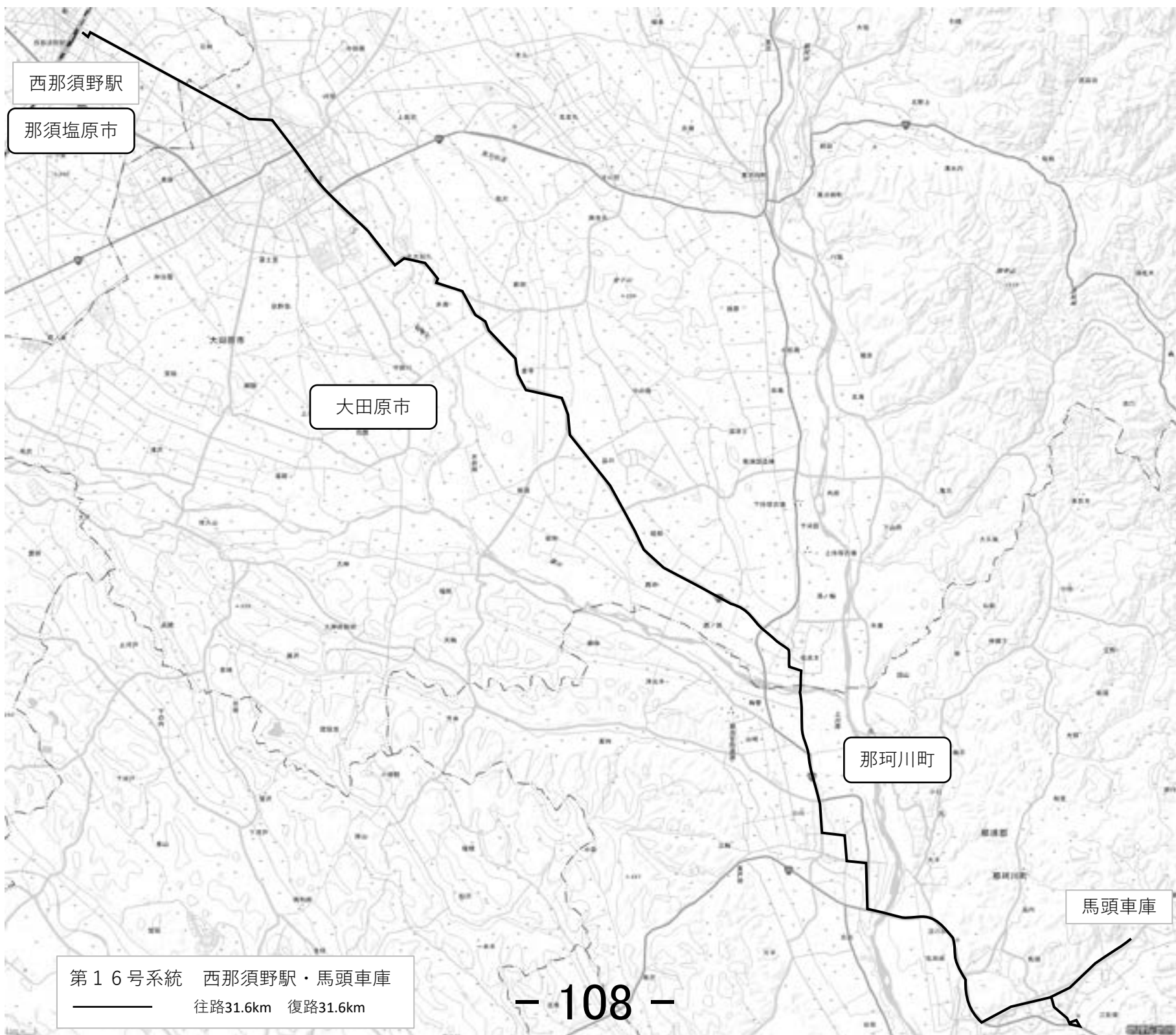


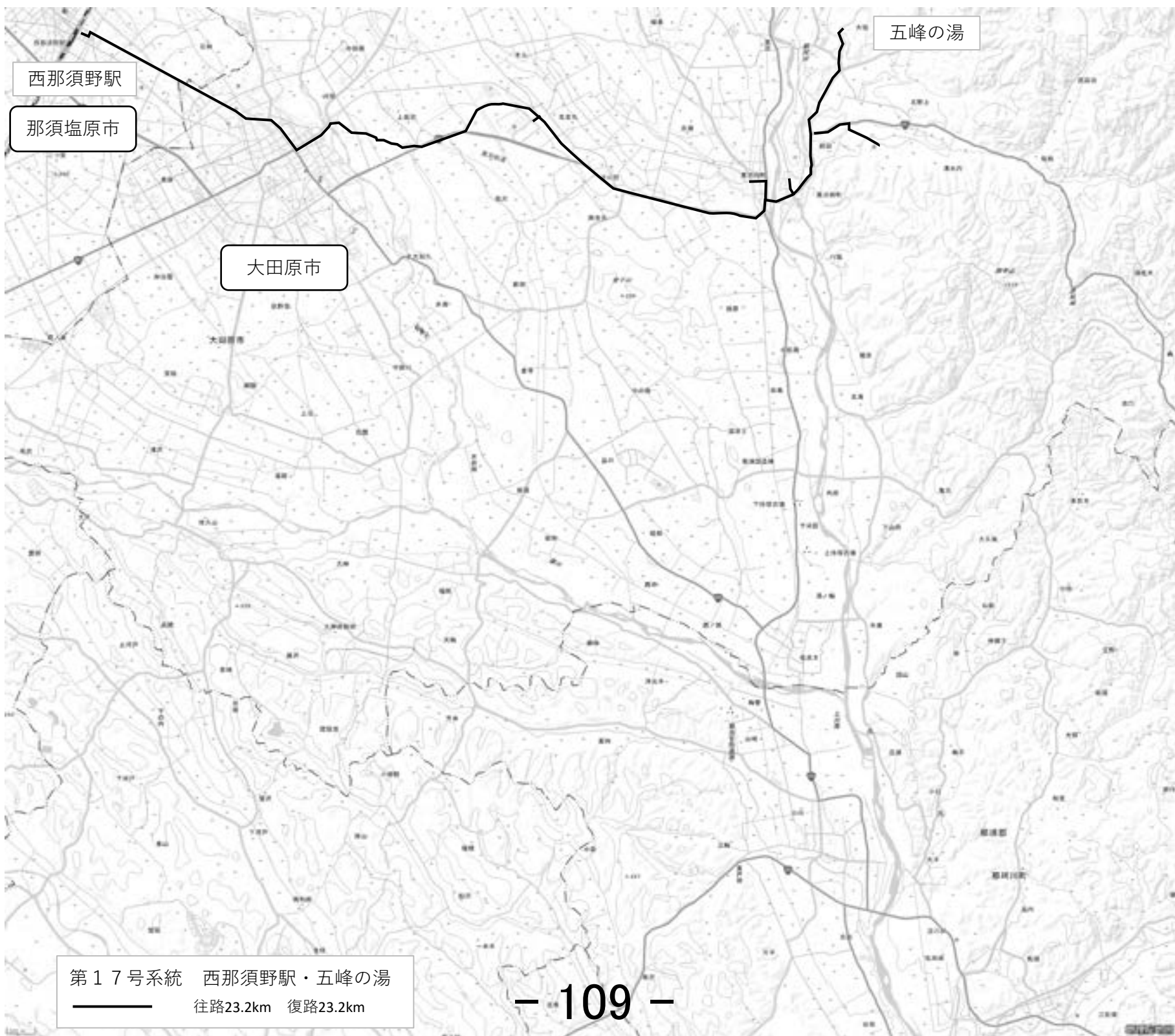


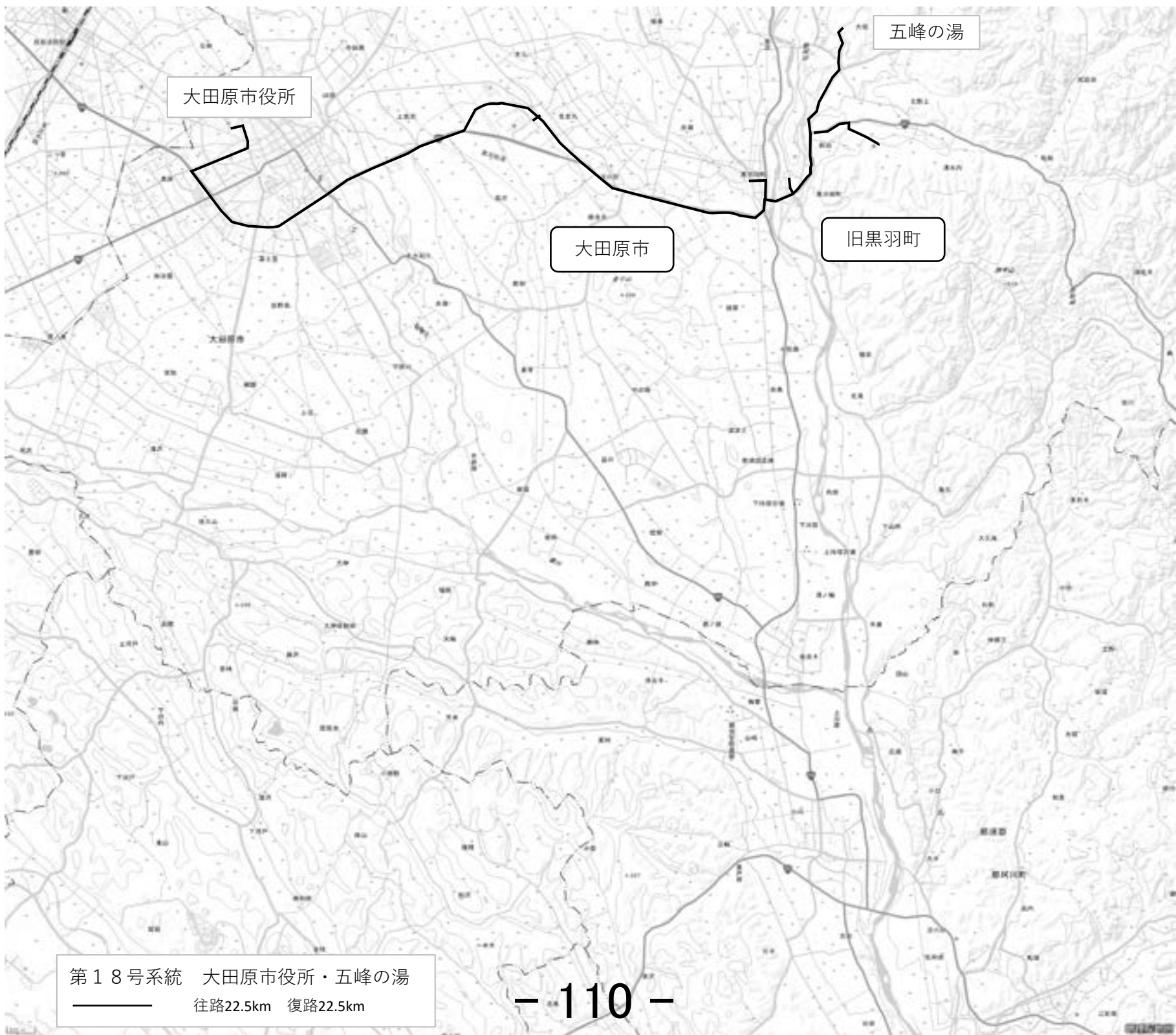
第15号系統 氏家駅前・馬頭車庫

往路31.5km 復路31.5km

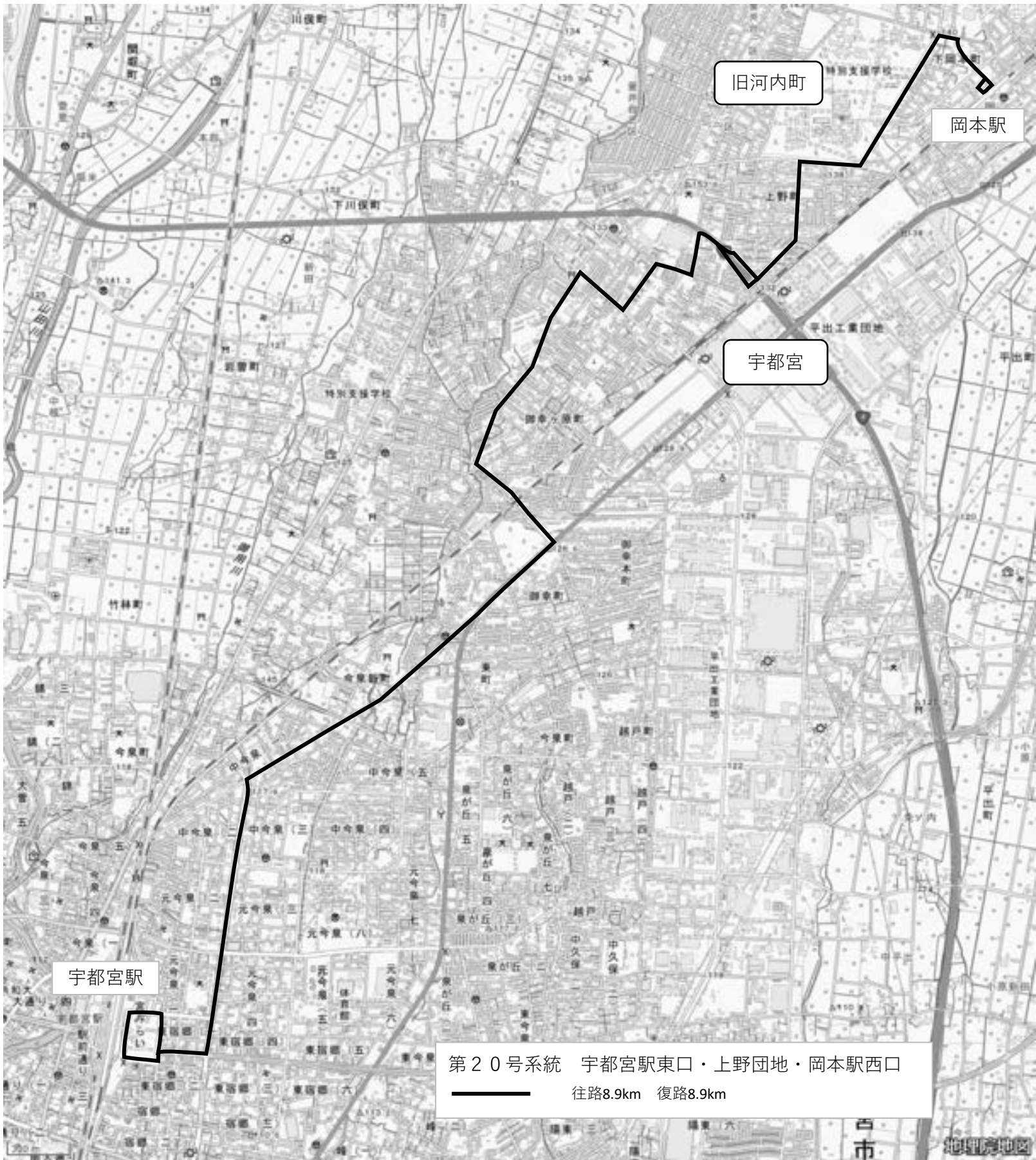












栃木県地域公共交通計画
添付書類
(ジェイアールバス関東株式会社)

令和7(2025)年6月
栃木県生活交通対策部会

別添

申請番号	運行系統名	目的・必要性	定量的な目標・効果
第1号	塩原本線	塩原温泉病院への通院 塩原地区から関谷地区・西那須野地区への通勤 塩原地区からの通学・買い物 塩原地区の旅行者の移動手段	運行回数の確保と平均乗車密度3.8以上の利用を目標とする。

生産性向上の取組について

	路線名	事業者名	関係市町村	【バス事業者回答欄】 生産性向上に向けた具体的な取組内容					R6 輸送量	R6 平均 乗車 密度	バス系統として維持する理由 (個別具体的な理由)
				実施内容	想定される 実施主体	効果目標	実施時期	その他特記事項			
1	西那須野駅～塩原温泉	シニアバス関東(株)	那須塩原市（旧西那須野町、旧塩原町）	バス利用割引券	バス事業者 塩原温泉旅館 組合	増収額1%	通年	温泉組合と調整し「さとふる」の宿泊券送付の際、バス割引券（300円）を同封してもらい利用率を高める	38.1	3.6	西那須野駅から塩原地区を直接結ぶ唯一の公共交通機関であり、塩原地区における高校生の通学や高齢者の通院等に必要な路線になっている
				企画乗車券 (塩原溪谷フリープラン)	バス事業者 那須塩原市	増収額1%	通年	那須塩原市の「ふるさと納税」の返礼品として提供（7,000円の納税で2,050円の溪谷フリー切符）			
				特殊定期券 (通学定期券)	バス事業者	増収額1%	通年	通学用特殊定期券を継続販売（全区間11,000円で利用可能）			

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
栃木県	ジェイアールバス 関東(株)	(1) 塩原本線(第1号)	5,893	無
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	ジェイアールバス関東株式会社	令和8年度
------	----------------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業						R6		
	営業収益	1,310,931	千円	営業外収益	5,211	千円	経常収益(イ)	1,316,142	千円
	営業費用	1,752,633	千円	営業外費用	1,791	千円	経常費用(ロ)	1,754,424	千円
	営業損益	△ 441,702	千円	営業外損益	3,420	千円	経常損益	△ 438,282	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,968,387.2	km					経常収支率	75.02	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						R5		
	営業収益	1,208,576	千円	営業外収益	4,893	千円	経常収益(イ')	1,213,469	千円
	営業費用	1,773,750	千円	営業外費用	1,824	千円	経常費用(ロ')	1,775,574	千円
	営業損益	△ 565,174	千円	営業外損益	3,069	千円	経常損益	△ 562,105	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	3,389,328.0	km					経常収支率	68.34	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						R4		
	営業収益	1,160,379	千円	営業外収益	12,143	千円	経常収益(イ”)	1,172,522	千円
	営業費用	1,853,670	千円	営業外費用	1,882	千円	経常費用(ロ”)	1,855,552	千円
	営業損益	△ 693,291	千円	営業外損益	10,261	千円	経常損益	△ 683,030	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ”)	3,424,845.0	km					経常収支率	63.19	%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a		補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b		補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	
北関東	541	円 79 銭	523	円 87 銭	591	円 3 銭
	円	銭	円	銭	円	銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ		地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ		キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ = ケ		キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト	
北関東	552	円 23 銭	347	円 58 銭	347	円 58 銭	204	円 65 銭	443	円 38 銭
	円	銭	円	銭	0	円 0 銭	円	銭	円	銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合	改定率
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	
		基準期間の年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
				起点	主な経由地	終点					チ	オ			オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ				
								①=カッコ内	②	①×②=③												(チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
北関東	1	無	塩原本線	西那須野駅	関谷宿	塩原温泉BT	365	日	3,888.0 (10.6)	回	3.6	38.1	人	往21.7km 復21.8km	(平均) 21.7km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
								日		回		0.0	人										
								日		回		0.0	人										
								日		回		0.0	人										
合計			系統										往21.7km 復21.8km	21.7km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ+ ヌ))÷チ= ヲ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少 ない額 h	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 後のキロ当 たり経常収 益 ノ'-h=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ'' =d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' =e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ÷マ=f			
北関 東	1	無	100.000%	169,128.0 km	58,785,510円	242円.04銭	0円.00銭	0円.00銭	242円.04銭	242円.04銭	39,941,672円	169,258.5 km	235円.98銭	40,698,422円	169,302.0 km	240円.38銭	42,386,659円	169,693.5 km	249円.78銭	40,935,741	円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0	円
0	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0	円
合計				169,128.0 km	58,785,510円						39,941,672円	169,258.5 km		40,698,422円	169,302.0 km		42,386,659円	169,693.5 km		40,935,741	円

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額		補助対象経費 の限度額		タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額		ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも		ソのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの		計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線		補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額				
			カーヨ＝タ	円	カ×9/20＝レ	円	ソ	円	ソ×ヲ＝ツ	円	ソ×ヲ'＝ツ'	円	ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数 ＝ネ	円					ナ	円	ナ×1/2＝ラ	円
北関 東	1	無	17,849,769	円	26,453,479	円	17,849,769	円	17,849,769	円	17,849,769	円	11,787,583	円	11,787	千円	5,893.5	千円	52,461,814	円	46,568,314	円
	0	0	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円		円		千円		千円	0	円	#VALUE!	円
0	0	0	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円		円		千円		千円	0	円	#VALUE!	円

合計	17,849,769	円	26,453,479	円	17,849,769	円	17,849,769	円	17,849,769	円	11,787,583	円	11,787	千円	5,893	千円	52,461,814	円	#VALUE!	円
----	------------	---	------------	---	------------	---	------------	---	------------	---	------------	---	--------	----	-------	----	------------	---	---------	---

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北関 東	1	無	5,893,500円	12.7%		0.0%		0.0%	40,674,814円	87.3%	
	0	0									
0	0	0									
									0円		
合計			5,893,500円		0円		0円		40,674,814円		

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1―5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1―5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
栃木県	那須地区	旧西那須野町	総合病院(国際医療福祉大学病院)・高等学校(那須清峰高校・那須托陽高校)・大規模商業施設(イオンタウン・ヨークベニマル)を有する

様式第1－5(日本工業規格A列4番)

本省提出用(電子版)

事業 者 名		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
西那須野支店	西那須野支店	支店長 室井 敏明
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)
営業部	営業部	営業部長 杉田 雄一

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和6年度)

実態調査日																			令和6年6月11日実施			
運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			1系統当り 経常費用 (円)	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備 考	
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)		(運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数+の平均賃率 × 日数)		平均賃率 (F) (円)				平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)
																総適用日数						
1	塩原本線	西那須野駅	関谷宿	塩原温泉バスターミナル	21.7	10.6	73,742	12.4	914,400.8	32,756,039.0	169,693.5	9,462,799	167,821	42,386,659	100,293,949		52.55	3.6	38.1	有 無		
合計					21.7		73,742		914,400.8	32,756,039	169,693.5	9,462,799	167,821	42,386,659	100,293,949							

[記載要領]

1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。)

なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

(注)上記、記載要領中3.以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

利用者意見について

事業者名 ジェイアールバス関東(株)西那須野支店

実施内容		実施日	意見
1	乗務員、窓口対応のお客さまからのご意見を収集	随時	①新幹線を利用しているが、那須塩原駅から塩原温泉に行く便が4便しかないのもっと運行する便を増やして欲しい。 ②本線上で西富山バス停～三島バス停までの区間がかなり長いので、途中にバス停を作って欲しい ③もっと朝早い便と夜遅い便を運行して欲しい ④学生定期の値段が10000円から11000円にあがったが、それでも正規の値段より安いので、これからも、地域住民の為、この値段で続けて欲しい。

意見等		サービス向上策等
1	新幹線を利用しているが、那須塩原駅から塩原温泉に行く便が4便しかないのもっと運行する便を増やして欲しい。	勤務時間及び要員状況などを踏まえ、前向きに検討する。
2	本線上で西富山バス停～三島バス停までの区間がかなり長いので、途中にバス停を作って欲しい。	道路占用などの問題があるが、前向きに検討する。
3	もっと朝早い便と夜遅い便を運行して欲しい。	勤務時間及び要員状況などを踏まえ、前向きに検討する。
4	学生定期の値段が10000円から11000円にあがったが、これでも正規の値段より安いので、これからも、地域住民の為、この値段で続けて欲しい。	引き続き、発売を継続していく。
5	新幹線を利用し那須塩原駅から塩原温泉に行く午後の便がダイヤ改正により便利になった。	今後も新幹線の時間を考慮し、運行計画を行っていく。
6	西那須野駅から医師会温泉病院を經由して欲しい。	塩原温泉バスターミナルから医師会塩原温泉病院を經由し上三依塩原温泉口駅まで運行している「ゆーバス」上三依線の既存路線であり直通運行は難しい状況である。塩原本線の「夕の原」バス停で乗り換えをすることを伝えて対応している。
7	那須塩原駅のバスのりばに縁石があり、高齢者にとって乗降が不便である。	那須塩原駅西口のバス乗り場レーンには縁石があり、バリアフリーの方などには不便である。引き続き那須塩原市と協議していく。

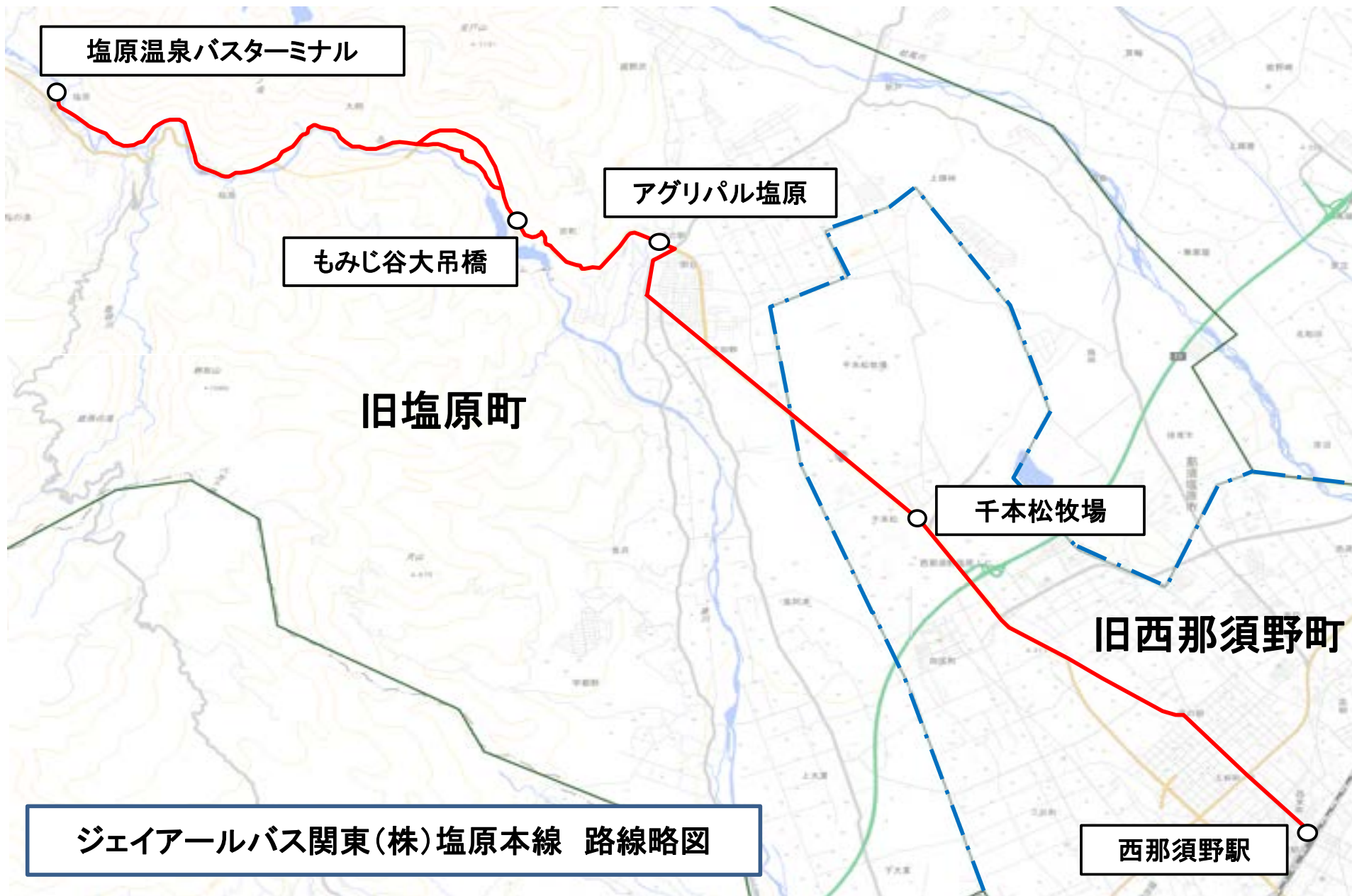
住民意見について

市町村名 那須塩原市

ジェイアールバス関東株式会社

実施内容	実施日	意見やアンケート結果
・市地域バス利用者、窓口、電話、市への提言（市ホームページ）等で寄せられた意見・要望（随時）。 ・通学方法に関する高校生アンケート調査を実施。（那須定住自立圏域内県立高校9校に通う生徒）	R6.10.1－ R7.4.20実施	（1）全体への意見 ・登下校時の運行本数を増やして欲しい。 ・鉄道や他のバスとの接続向上。 ・交通系ICカード導入や運賃に関する意見。 ・バス車内の無料Wi-Fi設置。 ・病院や新設商業施設の直接乗入。 （2）ジェイアールバス関東（株）への意見 ・新幹線を利用し那須塩原駅から塩原温泉に行く午後の便がダイヤ改正により便利になった。 ・西那須野駅から医師会温泉病院を經由して欲しい。 ・那須塩原駅のバスのりばに縁石があり、高齢者にとって乗降が不便である。

※既存の資料において、当該地域間幹線系統に係る意見聴取が行われている場合には、当該資料を利用することも可。



栃木県地域公共交通計画 添付書類

(日光交通株式会社)

令和 7 (2025) 年 6 月
栃木県生活交通対策部会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- ・ 電車通学等が不可能な児童の地域内小学校への輸送
- ・ 商業施設及び医療機関等への輸送
(特に高齢者に対する移動手段の確保)
- ・ 交通弱者に対する市街地、駅等への輸送

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

- ・ 新たに下記のような取組を実施することなどにより1日平均200名の利用を目標とする。

利用者数の目標

200名／日

生産性向上の取組

利用客に沿線商業施設において特典を付与するなどの沿線商業施設と連携した取組のほか、QRコード決済などを導入し、利用の促進を図る。

生産性向上の取組について

	路線名	事業者名	関係市町村	生産性向上に向けた具体的な取組内容					R6 輸送量	R6 平均 乗車 密度	バス系統として維持する理由 (個別具体的な理由)
				実施内容	想定される 実施主体	効果目標	実施時期	その他特記事項			
1	鬼怒川温泉駅～下今市駅 ～イオン今市	日光交通(株)	日光市（旧藤原町、 旧今市市）	現在(これまで)の取組 ①運転免許自主返納者支 援事業	日光市 日光交通(株)	収支改善率1% 以上を目指す。	平成25年度～	日光市が「高齢者運転免 許証自主返納支援事業バ ス・タクシー共通利用 券」を発券。当該系統で の利用可。	14.9	1.4	今市地域と藤原地域を結ぶ路線で あることに加え、沿線には病院や商 業施設、小学校もあり、高齢者の通 院や買い物、小学生の通学の重要な 足となっているため。
				②企画乗車券「今市・鬼 怒川1日フリーパス」の 発売	日光交通(株)		平成30年4月 販売開始	価格(税込) 大人1枚1,200円 小人1枚 600円			
				③企画乗車券「今市・鬼 怒川1日フリーパス」の モバイルチケットでの販 売	日光交通(株) ジョルダン(株)	紙・モバイルを 合わせて、年間 販売枚数1,200 枚を目指す。 (月平均100枚)	令和3年2月 販売開始				
				④沿線商業施設(イオン今 市店)での企画乗車券「今 市・鬼怒川1日フリーパ ス」の販売	日光交通(株) イオン今市店		令和3年10月実 施				
				⑤沿線商業施設との連携 によるバス利用客への特 典(優待券・割引券)の付 与	日光交通(株) イオン今市店	収支改善率1% 以上を目指す。	令和3年10月実 施	イオン今市店においてバ ス利用客に対し優待券や 割引券などを配布。			
				⑥沿線大型病院(獨協大学 日光医療センター)の移転 に伴う運行経路の見直し	日光交通(株)	収支改善率1% 以上を目指す。	令和5年1月実 施	平日・土曜のみ朝夕1往 復ずつの1日2往復乗り入 れ。			
				今後の取組 ①QRコード決済の導入	日光交通(株)	収支改善率1% 以上を目指す。	令和7年10月予 定	PayPay・auPAY・メルペ イ・d払いなどを導入予 定。			

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

「令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
栃木県 (日光市)	日光交通株式会社	(1) 鬼怒川線(1)	2,032.5	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			2,032	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)
「令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

事業者名	日光交通株式会社
------	----------

令和8年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	84,257 千円	営業外収益	4,622 千円	経常収益(イ)	88,879 千円
	営業費用	132,047 0	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	132,047 千円
	営業損益	△ 47,790 千円	営業外損益	4,622 千円	経常損益	△ 43,168 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	408,210.2 km				経常収支率	67.30 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	75,366 千円	営業外収益	5,843 千円	経常収益(イ)	81,209 千円
	営業費用	117,397 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	117,397 千円
	営業損益	△ 42,031 千円	営業外損益	5,843 千円	経常損益	△ 36,188 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	385,438.3 km				経常収支率	69.17 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	48,494 千円	営業外収益	17,435 千円	経常収益(イ)	65,929 千円
	営業費用	107,584 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	107,584 千円
	営業損益	△ 59,090 千円	営業外損益	17,435 千円	経常損益	△ 41,655 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	350,866.1 km				経常収支率	61.28 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北関東	306円 62銭	304円 58銭	323円 47銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北関東	311円 55銭	347円 59銭	347円 59銭	217円 72銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
				起点	主な経由地	終点													
北関東	第1号	無	鬼怒川線	鬼怒川温泉駅	下今市駅	イオン今市	365 日	3941 回	10.7	1.3	13.9 人	往17.5Km (平均) 復17.5Km 17.5Km	往0.0Km (平均) 復0.0Km 0.0Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	100%	100%
							日 ()	回			人	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%
合計			系統	/	/	/	/	/	/	/	/	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	/	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	/	/

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ＋ ヌ))÷チ＝ ゾ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいづれ か少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象 系統の実 車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ''÷マ''＝ d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益 ヤ'÷マ'＝ e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キロ 当たり経常 収益 ヤ÷マ＝f					
北関東	第1号	無	100%	139,048.6km	48,331,902円	94円 46銭	14,122,216円	130,932.8km	107円85銭	10,246,742円	115,191.1km	88円95銭	12,075,479円	139,438.4km	86円60銭	13,134,531円	35,197,371円	21,749,355円	21,749,355 円
			%	. km	円	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	円	円	円
合計				139,048.6km	48,331,902円		14,122,216円	130,932.8km		10,246,742円	115,191.1km		12,075,479円	139,438.4km		13,134,531円	35,197,371円	21,749,355円	21,749,355 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合																
			ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び他路 線との競合部分以外 に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック都道府県 外乗入部分以外に係 るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数 ＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北関東	第1号	無	21,749,355円	21,749,355円	4,065,300円	4,065千円	2,032.5千円	30,186,060円	28,153,560円	2,032,500円	7.22%	10,691,794円	37.98%	0円	0%	15,429,266円	54.80%		
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%		
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%		
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%		
合計			21,749,355円	21,749,355円	4,065,300円	4,065千円	2,032千円	30,186,060円	28,153,560円	2,032,500円	7.22%	10,691,794円	37.98%	0円	0%	15,429,266円	54.80%		

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

様式第1－5(日本工業規格A列4番)

事 業 者 名	日光交通株式会社			
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 管理部	(責任者役職・氏名) 専務取締役 川嶋 一修 印		
補助金担当部門	(担当部門の名称) 管理部	(責任者役職・氏名) 係長 福田 幸大 印		

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和6年度)

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経常費用	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備 考
																(運賃改定前適用 の平均賃率 × 日数 運賃改定後適用 の平均賃率 × 日数)	平均賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)			
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)						
1	鬼怒川線	鬼怒川温泉駅	下今市駅	イオン今市	17.5	10.7	56,296	4.4	247,702.4	11,447,327	139,438.4	0	628,152	12,075,479	45,104,139	((56.46 × 293) + (65.21 × 73) / 366	58.20	1.4	14.9	有・ 無	
																				有・無	
																				有・無	
																				有・無	
合計					17.5		56,296		247,702.4	11,447,327	139,438.4	0	628,152	12,075,479	45,104,139						

[記載要領]

1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。)
なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と運算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

(注) 上記、記載要領中3. 以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1. 但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2. 但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

利用者意見について

事業者名 日光交通(株)

実施内容		実施日	意見やアンケート結果
1	利用者から直接意見聴取。 鬼怒川温泉駅バス停 (ダイヤル営業所入口前)の 乗降者意見聴取内容 ①バスに乗る際、運行時刻を どのように調べるか。 ②どんなサービスがあれば、 バスをもっと利用できるか。 ③最近の利用感想など	R7.4.7 ～R7.5.6	①・HPや電話での問い合わせ。 ②・獨協医大日光医療センター行きは朝・夕だけでなく、 日中も行けるようにしてほしい。 ・ICカードなどを使えるようにしてほしい。 ③・商業施設に行くことができ、お得なフリーパスが あるのもいい。本数が増えればなおいい。 ・バス停に屋根やベンチがなく、悪天候の日などに不便。

利用者や住人意見に対してのサービス向上策について

事業者名 日光交通(株)

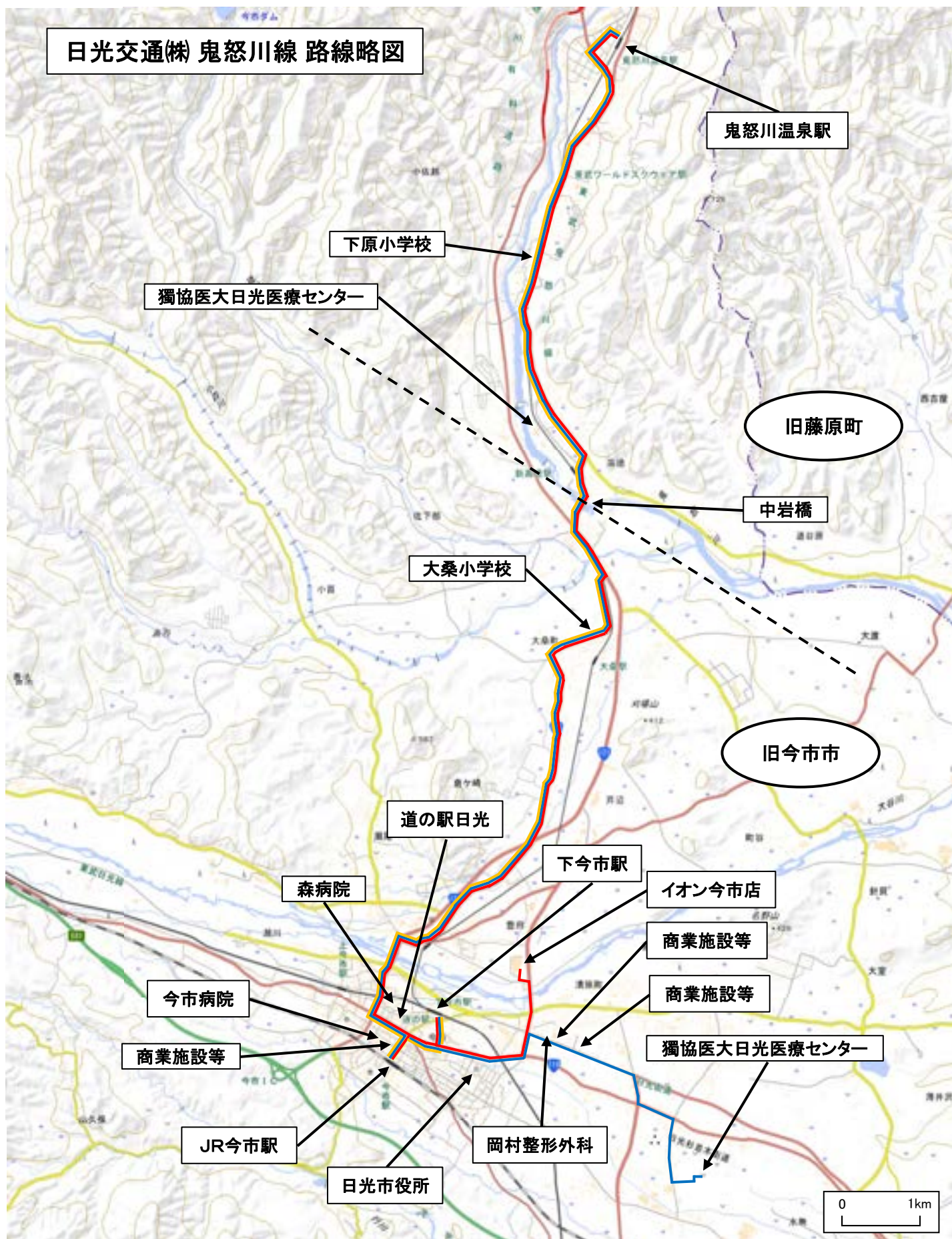
意見等		サービス向上策等
①	乗り継ぎがしやすくなるようダイヤの調整をしてほしい。	乗り継ぎの利便性を最大限考慮したダイヤ編成を検討する。
②	獨協医大日光医療センター行きの本数を増やしてほしい。(行きやすくしてほしい。)	増便や経路の変更など様々な可能性を模索し、利便性向上を図る。
③	ICカードなどを使えるようにしてほしい。	ICカード導入の検討に加え、QRコード決済の導入を進める。
④	運転手の対応や運転マナーを改善してほしい。	安全運転についてはもちろん、接客についても再度教育を徹底し、改善を図っていく。
⑤	バス停に屋根・ベンチ・風よけ等が欲しい。	自治体等とも協議し設置を検討していく。

住民意見について

市町村名 日光市

実施内容(例)		実施日	意見やアンケート結果
1	市役所、地区センター及び出張所、ホームページ等において、市民からの要望や苦情等の意見を聴取	通年	(1)全体への意見 ・鉄道やデマンドとも乗り継ぎがしやすくなるよう、ダイヤの調整をしてほしい。 ・土沢に移転した病院(獨協日光医療センター)へ行きやすくしてほしい。 ・交通系ICカード(Suica、Pasmo)が利用できるようにしてほしい。 ・本数を増便してほしい。 ・運転手の対応や運転マナーをもっと丁寧にしてほしい。 ・ドアや料金箱等を壊れたままで走行させずに、至急修繕してほしい。
			<u>日光交通(株)への意見</u> ・土沢に移転した病院(獨協日光医療センター)へ行けることができて良い。朝と夕方だけでなく日中も行けるようにしてほしい。 ・大型商業施設に行くことができ、フリーパスなどお得なチケットがあつてよい。本数を増やしてくれるともっと良い。 ・高齢者等の交通弱者の移動手段となっているため、継続した運行を望む。 ・バス停の時刻よりも早く発車してしまい、乗れなかったことがあった。 ・運転手に運賃のことを尋ねたら「変わっていないのだからわかるでしょ。」といった乱暴な返事が返ってきた。

日光交通(株) 鬼怒川線 路線略図



【主 系 統】	< 鬼怒川温泉駅 ～ 下今市駅 ～ イオン今市 >	8.2回	17.5km	
【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅 ～ 下今市駅 ～ 獨協医大日光医療センター >	1.6回	19.9km	重複区間 17.5km (88%)
【みなし系統】	< 鬼怒川温泉駅 ～ 下今市駅 >	0.9回	15.1km	重複区間 15.1km (100%)

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和7年1月24日

協議会名: 栃木県地域公共交通活性化協議会生活交通対策部会

評価対象事業名: 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
関東自動車株式会社	宇都宮駅～日光東照宮 (車両減価償却費国庫補助適用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,356.0回に対して、実績 2,354.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標246人/日に対して、302人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～今市車庫 (車両減価償却費国庫補助適用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,259.0回に対して、実績 2,253.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標243人/日に対して、284人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～船生 (車両減価償却費国庫補助適用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,468.0回に対して、実績 2,466.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標266人/日に対して、321人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～荒針～鹿沼営業所	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,375.0回に対して、実績 2,362.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標223人/日に対して、272人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～免許センター～楡 木車庫	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 1,753.0回に対して、実績 1,751.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標141人/日に対して、171人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅～石橋駅	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 3,613.0回に対して、実績 3,548.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標288人/日に対して、387人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	駒生営業所～田原～塩谷町役 場	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 1,973.5回に対して、実績 1,971.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標240人/日に対して、282人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	駒生営業所～田原～今里	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B 運行ダイヤの変更により、計画 2,133.5回に対して、実績 2,126.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A 目標218人/日に対して、261人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持

関東自動車株式会社	駒生営業所～屋板～上三川車庫	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 1,936.5回に対して、実績 1,933.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A	目標222人/日に対して、252人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	駒生営業所～平松～西汗	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 1,803.0回に対して、実績 1,802.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A	目標217人/日に対して、285人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	石橋駅～上三川小学校～真岡 営業所	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A	計画3,325.0回に対して、実績 3,328.0回となり、計画していた 運行回数を達成した。	B	目標181人/日に対して、174人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	西原車庫～ベルモール～真岡 営業所 (車両減価償却費国庫補助適 用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 3,930.0回に対して、実績 3,921.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A	目標379人/日に対して、472人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮東武～橋場～真岡営業 所 (車両減価償却費国庫補助適 用)	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 1,461.0回に対して、実績 1,458.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A	目標129人/日に対して、153人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮東武～益子駅前	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 1,169.0回に対して、実績 1,166.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A	目標138人/日に対して、148人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮東武～ベルモール～益 子駅前	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 3,182.5回に対して、実績 3,174.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A	目標326人/日に対して、373人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	氏家駅～馬頭車庫	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A	計画2,044.0回に対して、実績 2,052.0回となり、計画していた 運行回数を達成した。	A	目標47人/日に対して、49人/ 日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持

関東自動車株式会社	西那須野駅東口～馬頭車庫	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 2,137.5回に対して、実績 2,133.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	B	目標203人/日に対して、200人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	西那須野駅東口～五峰の湯	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 1,810.0回に対して、実績 1,800.0回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A	目標140人/日に対して、150人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	大田原市役所～五峰の湯	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 2,151.0回に対して、実績 2,143.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A	目標110人/日に対して、120人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	那須塩原駅～那須湯本温泉	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	A	計画5,862.0回に対して、実績 5,875.0回となり、計画していた 運行回数を達成した。	A	目標212人/日に対して、338人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
関東自動車株式会社	宇都宮駅東口～上野団地～岡 本駅西口	自社アプリの開発 バスロケーション運行実績を基に ダイヤ設定を行い、質の高い輸送 サービスを提供	B	運行ダイヤの変更により、計画 7,944.5回に対して、実績 7,942.5回となり、計画していた 運行回数に届かなかった。	A	目標294人/日に対して、418人 /日となった。	ピーク時間帯の運行の維持 付加サービス(バスロケ・アプリ・サ イネージ)の維持
地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)	・事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されている。目標・効果達成状況については、概ね目標を達成しており評価できる。結果の要因を分析し、需要動向や事業の実施状況の把握に務めること。 ・自社アプリの精度向上やバスロケーションシステムに加え外国人利用者向けの利用環境の向上の取組について評価する。引き続き生産性向上の取組の実施を期待する。 ・広域な交通ネットワークの構築には、都県と市区町村の連携が重要であることから、他の交通機関の状況を踏まえさらなる連携を図り、地域全体で引き続き利用状況等の需要動向の把握に努め、利用者にとって使いやすい地域公共交通が確保維持されることを期待する。						

ジェイアールバス関東株式会社	塩原本線 (西那須野駅～塩原温泉バスターミナル)	・渓谷フリー切符をふるさと納税の返礼品として継続中 ・企画乗車券を高速バスネットプラスにより販売継続中 ・ふるさと納税の宿泊券送付の際に、バス利用割引券(300円)の同封を継続中 ・利用促進として、特殊定期券(学生)の発売を継続中	A 計画:3,901回 実績:3,901回 計画通り実施された	B ・利用客数については、目標220人/日に対し、実績201人/日となり、目標達成できなかった。また、昨年度の実績218人/日よりも利用減となった。 ・企画乗車券については、販売枚数が対前年比108%と増加した。	・関係自治体、観光協会、地域事業者との連携強化を図る。 ・Web定期券(バスもり)の利用促進に努める。 ・車内掲示、HP等で地域観光を含め、幅広く商品のアピールをしていく。
地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)	・事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されている。目標・効果達成状況については、概ね目標を達成しており評価できる。結果の要因を分析し、需要動向や事業の実施状況の把握に務めること。 ・昨年に続き新型コロナウイルスの5類への移行もあり企画乗車券の販売が増加していることから、アフターコロナにおける利用状況等の検証を行うとともに、来訪者の動向を調査し分析を行った上で、効果的な利用促進策の検討を進めていくことを期待する。 ・広域な交通ネットワークの構築には、都県と市区町村の連携が重要であることから、他の交通機関の状況を踏まえさらなる連携を図り、地域全体で引き続き利用状況等の需要動向の把握に努め、利用者にとって使いやすい地域公共交通が確保維持されることを期待する。				

日光交通株式会社	路線名：鬼怒川線 起点：鬼怒川温泉駅 経由地：JR今市駅、下今市駅 終点：イオン今市 系統キロ：17.5km 運行回数：10.7回	①QRコード決済の導入は準備に時間を要し、導入が次年度にずれ込むこととなった。 ②ホームページ等を利用し、より分かりやすい情報発信に努めることで、利用促進を図っている。	A	計画：3,952.0回 実績：3,952.0回 差引：±0回	C	利用者目標：200人/日に対し、実績154人/日となり、目標を下回った。 目標不達成の要因：少子化及び新型コロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化	①利用客の利便性向上のためPayPayなどのQRコード決済を導入し、新規顧客層の開拓を図っていく。 ②ホームページ等を利用し、公共交通の利用促進を図っていく。
地方運輸局等における二次評価結果 (関東運輸局)	・事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されている。目標・効果達成状況については、設定した目標を大きく下回る結果となった。結果の要因を分析し、需要動向や事業の実施状況の把握に務めること。 ・QRコード決済等の導入等利用促進策に係る効果検証を行うなど、需要動向に応じた効果的な利用促進策の検討を期待したい。 ・広域な交通ネットワークの構築には、都県と市区町村の連携が重要であることから、他の交通機関の状況を踏まえさらなる連携を図り、地域全体で引き続き利用状況等の需要動向の把握に努め、利用者にとって使いやすい地域公共交通が確保維持されることを期待する。						
第三者評価委員会における各委員からの意見	令和6年度地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会における委員による以下の助言は、今後の取組を行う上で必要な観点であり、考慮されたい。 ○公共交通を取り巻く環境は非常に厳しく今が転換期。 ○鉄道など他の交通モードと情報共有を図り、データに基づいた具体的な目標・成果・課題を明らかにし、関係機関と連携のうえ地域全体で検討することが重要。 ○データの基礎となる基本情報は、応用可能なデジタル化にシフトすることを期待する。						

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

平成23年	3月30日	国総計第 97号 国鉄財第368号 国鉄業第102号 国自旅第240号 国海内第149号 国空環第103号
平成23年	5月27日	国総計第 14号 国空事第118号
平成23年	7月22日	国総支第 4号 国自旅第 11号
平成23年	9月30日	国総支第 20号 国自旅第 50号
平成24年	3月30日	国総支第 60号 国自旅第201号 国空環第 91号
平成24年	4月16日	国総支第 7号 国自旅第 36号
平成24年	11月19日	国総支第 43号 国自旅第325号
平成25年	5月 8日	国総支第 8号 国鉄事第 28号 国自旅第 21号 国海内第 10号
平成25年	7月19日	国総支第 35号 国自旅第 70号
平成26年	3月28日	国総支第 87号 国鉄都第131号 国鉄事第397号 国自旅第619号 国海内第 93号 国空環第 94号
平成26年	5月21日	国総支第 12号
平成27年	4月 9日	国総支第 65号 国鉄都第131号 国鉄事第330号 国自旅第380号 国海内第118号 国空環第 91号

平成28年	3月31日	国総支第 60号 国鉄都第127号 国鉄事第470号 国自旅第407号 国海内第136号 国空事第7253号 国空環第 76号
平成28年	11月28日	国総支第 45号 国鉄都第 75号 国鉄事第200号 国自旅第210号 国海内第109号 国空環第 56号
平成29年	6月 9日	国総支第 15号 国鉄都第 38号 国鉄事第 57号 国自旅第 51号 国海内第 39号 国空事第208号
平成29年	8月 2日	国総支第 31号 国自旅第103号
平成30年	4月19日	国総支第 68号 国鉄都第195号 国自旅第308号 国海内第195号 国空事第1111号
平成30年	10月25日	国総支第 33号 国総安政第65号
平成31年	2月25日	国総支第 46号 国鉄都第128号 国鉄事第324号 国自旅第249号
平成31年	4月24日	国総支第 1号 国自旅第 2号
令和 2年	2月 5日	国総地第 57号 国総交第 97号 国鉄都第111号 国鉄事第361号 国自旅第253号
令和 2年	4月 2日	国総地第 80号

			国鉄都第 2 6 5 号
			国自旅第 3 3 4 号
令和	2 年	6 月 2 2 日	国総地第 3 3 号
			国総安政第 2 2 号
令和	2 年	7 月 1 日	国総地第 3 4 号
			国総㐂第 1 6 号
			国鉄事第 8 7 号
			国自旅第 7 8 号
			国海内第 2 9 号
			国空事第 4 1 4 号
令和	3 年	2 月 1 6 日	国総地第 9 6 号
			国鉄事第 6 3 3 号
			国自旅第 4 0 6 号
			国海内第 2 0 8 号
			国空事第 1 6 2 7 号
令和	3 年	4 月 5 日	国総地第 1 2 1 号
			国自旅第 5 0 4 号
			国海内第 2 3 4 号
令和	4 年	2 月 1 5 日	国総地第 6 1 号
			国鉄総第 3 8 5 号
			国鉄都第 1 5 5 号
			国自旅第 4 6 2 号
			国自技環第 1 5 8 号
			国海内第 2 7 2 号
令和	4 年	2 月 1 8 日	国総地第 6 3 号
			国鉄事第 6 3 2 号
			国自旅第 4 6 8 号
			国海内第 2 7 5 号
			国空事第 1 3 1 7 号
令和	4 年	3 月 2 9 日	国総地第 7 5 号
			国自旅第 5 1 6 号
令和	4 年	5 月 2 3 日	国総地第 1 9 号
			国自旅第 5 3 号
令和	4 年	6 月 6 日	国総地第 2 3 号
			国総バ第 5 8 号
			国自旅第 6 7 号
			国自技環第 2 6 号
令和	5 年	3 月 3 日	国総地第 9 1 号
			国自旅第 4 7 6 号
令和	5 年	3 月 9 日	国総地第 9 5 号

			国自旅第490号
令和	5年	3月24日	国総地第107号
			国鉄総第492号
			国鉄都第218号
			国鉄事第827号
			国自旅第530号
			国自技環第208号
			国海内第241号
			国空事第1249号
令和	5年	3月28日	国総地第120号
令和	5年	6月30日	国総地第43号
			国鉄事第223号
			国自旅第79号
			国自技環第55号
令和	5年	8月1日	国総地第57号
			国自旅第97号
令和	5年	9月6日	国総地第74号
令和	6年	2月21日	国総地第118号
令和	6年	3月12日	国総地第121号
			国自旅第339号
令和	6年	3月18日	国総地第131号
			国自旅第349号
令和	6年	3月18日	国総地第133号
令和	6年	3月21日	国総地第138号
			国自旅第356号
令和	6年	3月21日	国総地第141号
			国鉄事第803号
			国自旅第362号
			国自技環第207号
			国海内第178号
			国空事第1134号
令和	6年	4月18日	国総地第5号
			国鉄事第65号
			国自旅第13号
			国自技環第5号
			国海内第11号
			国空事第26号
令和	6年	6月14日	国総地第77号
			国自旅第95号
			国海内第46号

令和 6年	9月11日	国総地第118号
令和 6年	9月30日	国総地第121号
		国自旅第194号
令和 7年	1月21日	国総地第158号
		国自旅第258号
令和 7年	2月21日	国総地第172号
		国自旅第291号
令和 7年	3月 4日	国総地第176号
		国鉄都第151号
		国鉄事第499号
		国自旅第295号
		国自技環第172号
		国海内第209号
		国空事第1125号
令和 7年	5月 7日	国総地第11号
		国鉄都第7号
		国鉄事第25号
		国自旅第3号
		国自技環第5号
		国海内第3号
		国空事第14号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和27年法律第226号）及び同法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

第1編 共通事項（第1条－第3条）

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通（第4条－第25条の16）

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

第2節の2 エリア一括協定運行事業

第3節 車両減価償却費等国庫補助金

第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金

- 第5節 貨客混載導入経費国庫補助金
- 第2章 離島航路（第26条―第58条）
 - 第1節 総則
 - 第2節 離島航路運営費等補助金
 - 第3節 離島航路構造改革補助金
- 第3章 離島航空路（第59条―第73条）
- 第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業
 - 第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条―第91条）
 - 第2章 利用環境改善促進等事業（第92条―第97条）
 - 第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条―第105条）
- 第4編 地域公共交通調査等事業
 - 第1章 地域公共交通調査事業（第106条―第123条）
 - 第1節 地域公共交通計画策定事業
 - 第2章 地域公共交通利便増進事業（第127条―第132条）
 - 第1節 利便増進計画策定事業
 - 第2節 利便増進計画推進事業
 - 第3章 地域旅客運送サービス継続推進事業（第132条の2―第132条の7）
 - 第1節 運送継続計画策定事業
 - 第2節 運送継続計画推進事業
 - 第4章 地域公共交通バリアフリー化調査事業
 - 第1節 移動等円滑化促進方針策定事業（第133条―第135条）
 - 第2節 移動等円滑化基本構想策定事業（第136条―第138条）
 - 第5章 地域公共交通再構築調査事業（第139条―第143条）
 - 第6章 共同経営計画策定事業（第144条―第146条）
 - 第7章 エリア一括協定運行調査事業（第147条―第150条）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、

地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。

二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。

四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。）

ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業

八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

ロ 利便増進計画（活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業

九 「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「運送継続計画」という。）を策定するために必要な調査を行う事業

- ロ 運送継続計画（活性化法第 27 条の 3 の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第 132 条の 3 及び別表 26-2 の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）第 24 条の 2 第 1 項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業
- ロ バリアフリー法第 25 条第 1 項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業
- 十一 「地域公共交通再構築調査事業」とは、鉄道路線の全部又は一部の区間における、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を図るために実施される事業をいう。
- 十二 「共同経営計画策定事業」とは、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和 2 年法律第 32 号）に基づく共同経営計画を策定するために必要な調査を行う事業をいう。
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。
- 3 協議会、都道府県又は市区町村は、第 1 項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む。）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）第 5 条の外客来訪促進計画が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

（協議会）

第 3 条 前条第 1 項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
 - 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 第 2 編第 1 章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第 6 条第 1 項に規定する協議会（以

下「活性化法法定協議会」という。)にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。

- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。)を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第一号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)を経営する者(以下「乗合バス事業者」という。)であって、活性化法法定協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会とする。

- 2 国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象期間)

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるも

のとする。

- 2 前項の規定は、利便増進計画又は運送継続計画に地域間幹線系統と位置付けられた運行系統については、当該利便増進計画又は当該運送継続計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表 1」とあるのは「別表 3」と、「別表 2」とあるのは「別表 4」と読み替えるものとする。

(地域公共交通計画)

第 7 条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条第 1 項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が 6 月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス（活性化法第 1 条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。）の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
- 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書（前条第 2 項の場合においては、別表 3 の補助対象事業の基準ホただし書）に基づき、活性化法法定協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概要
- 六 別表 1 の補助対象事業の基準ニ（前条第 2 項の場合においては、別表 3 の補助対象事業の基準ニ）に基づき、活性化法法定協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された運行系統にあっては、当該市町村の一覧
- 七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標（収支改善率 1 % 以上を原則）、実施時期及びその他特記事項）

- 3 第6条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「利便増進特例」又は「運送継続特例」という。）を受けようとする場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項に掲げる事項のうち利便増進計画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。
- 4 活性化法法定協議会は、第2項第二号の運行系統に係る運送予定者の選定に当たっては、これに拠りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。
- 5 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第2項第七号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況（当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況）となった運行系統にあつては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画（2ヶ年計画）」を策定し、地域公共交通計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。
- 6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となった運行系統にあつては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。

（地域公共交通計画の認定の申請）

- 第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。
- 2 前項の認定の申請は、様式第1－1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあつては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。
 - 3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、様式第1－5による補助対象期間の前々年度、前々々年

度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

三 利便増進特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行系統の再編の概要

四 運送継続特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた運送継続計画の写し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行系統の概要

4 活性化法法定協議会は、地域公共交通計画の計画期間が補助対象期間に満たない場合における前条第1項ただし書の合理的な理由がある場合には、地域公共交通計画に、合理的な理由を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

（地域公共交通計画の変更）

第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の認定の申請は、様式第1－2による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

（地域公共交通計画の認定）

第10条 大臣は、活性化法法定協議会から第8条第2項の規定に基づく地域公共交通計画認定申請書又は前条第2項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあっては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。

2 活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

3 前項の運送予定者は、活性化法法定協議会から同項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

（補助金交付申請）

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1－8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の提出をするときは、前条第3項の規定により運行を行った運送予定者（以下「運送実施者」という。）に関して、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

	平成23年	4月	1日	国総計第	5号
				国鉄財第	4号
				国鉄業第	4号
				国自旅第	20号
				国海内第	8号
				国空環第	5号
改正	平成23年	6月	1日	国総計第	23号
				国空事第	119号
改正	平成23年	8月	31日	国総支第	9号
				国自旅第	30号
改正	平成23年	12月	5日	国総支第	34号
改正	平成24年	5月	21日	国総支第	12号
				国自旅第	101号
改正	平成24年	11月	19日	国総支第	44号
				国自旅第	326号
改正	平成25年	5月	8日	国総支第	9号
				国鉄事第	29号
				国自旅第	22号
				国海内第	11号
				国空環第	14号
改正	平成25年	11月	29日	国総支第	62号
改正	平成26年	3月	28日	国総支第	88号
				国自旅第	620号
				国海内第	94号
				国空環第	95号
改正	平成26年	5月	21日	国総支第	13号
改正	平成27年	4月	9日	国総支第	67号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	328号
				国自旅第	379号
				国海内第	119号
				国空環第	90号
改正	平成28年	3月	31日	国総支第	61号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	471号
				国自旅第	408号
				国海内第	137号

		国空事第7273号
		国空環第 77号
改正	平成28年11月28日	国総支第 46号
		国鉄都第 76号
		国鉄事第201号
		国自旅第211号
		国海内第111号
		国空環第 57号
改正	平成29年 6月 9日	国総支第 16号
		国鉄都第 37号
		国鉄事第 58号
		国自旅第 50号
		国海内第 40号
		国空事第209号
改正	平成29年 8月 2日	国総支第 32号
		国自旅第104号
改正	平成30年10月25日	国総支第 34号
		国総安政第66号
		国空事第882号
改正	平成31年 2月25日	国総支第 47号
		国鉄都第129号
改正	令和 2年 2月 5日	国総地第 58号
		国総交第 98号
改正	令和 2年 4月 2日	国総地第 81号
		国鉄都第266号
		国自旅第335号
改正	令和 2年 6月22日	国総地第 33号
		国総安政第22号
改正	令和 2年 7月 1日	国総地第 35号
		国自旅第 79号
改正	令和 3年 2月16日	国総地第 98号
		国鉄事第635号
		国自旅第408号
		国海内第209号
		国空事第1628号
改正	令和 3年 4月 1日	国総地第122号
		国自旅第505号
改正	令和 4年 2月15日	国総地第 62号
		国鉄総第384号

				国鉄都第156号
				国自旅第463号
				国自技環第159号
				国海内第271号
改正	令和	4年	2月18日	国総地第64号
				国鉄事第633号
				国自旅第467号
				国海内第274号
				国空事第1318号
改正	令和	4年	3月30日	国総地第76号
				国自旅第517号
改正	令和	4年	5月23日	国総地第20号
				国自旅第54号
改正	令和	4年	6月6日	国総地第24号
				国自旅第66号
				国自技環第27号
改正	令和	5年	3月3日	国総地第92号
				国自旅第477号
改正	令和	5年	3月24日	国総地第110号
				国鉄総第493号
				国鉄都第217号
				国鉄事第834号
				国自旅第529号
				国自技環第209号
				国海内第242号
				国空事第1250号
改正	令和	5年	3月28日	国総地第122号
改正	令和	5年	6月30日	国総地第44号
				国鉄事第224号
				国自技環第56号
改正	令和	5年	8月1日	国総地第58号
				国自旅第98号
改正	令和	5年	9月6日	国総地第75号
改正	令和	6年	3月18日	国総地第134号
改正	令和	6年	3月21日	国総地第139号
				国自旅第357号
改正	令和	6年	3月21日	国総地第142号
				国鉄事第804号
				国自旅第363号

				国自技環第208号
				国海内第179号
				国空事第1135号
改正	令和	6年	6月14日	国総地第78号
				国自旅第96号
				国海内第47号
改正	令和	7年	2月21日	国総地第173号
				国自旅第292号
改正	令和	7年	3月4日	国総地第177号
				国鉄都第152号
				国鉄事第500号
				国自旅第296号
				国自技環第173号
				国海内第210号
				国空事第1126号

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付等地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 共通事項

（1）地域公共交通計画の策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る地域公共交通計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。

なお、活性化法第27条の14第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）等にも、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的な目標等が明記されることがとなるところ、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、地域公共交通計画や利便増進計画等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、地域公共交通計画や利便増進計画等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。

(2) 協議会について

交付要綱第3条第1項において協議会の構成員を定めているが、同項第四号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、確保維持改善計画の策定に必須となる関係者が実質的に参加していればよい（ただし、交付要綱に特別の定めがある場合にあっては、この限りでない。）。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市町村単位又は輸送機関単位、確保維持事業とバリア解消促進等事業といった事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。

なお、当該地域において交付要綱第3条第2項に規定する活性化法法定協議会を設置する場合には、地域公共交通計画や利便増進計画等に係る議論と地域公共交通確保維持改善事業の実施に係る議論は一体的に行われ、これらの計画を推進し、地域公共交通ネットワークを再構築するため、効果的な支援が行われるようにすべきものであることにも留意する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業について

(1) 陸上交通に係る確保維持事業

①地域公共交通計画の認定申請日等

ア. 申請日

交付要綱第8条第2項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1)～4)に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。

1) 利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合

利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例（以下「利便増進特例等」という。）の適用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度（以下①において「初年度」という。）にあっては、適用開始月の前月10日とし、利便増進特例等に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただし、初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月であって、当該特例に係る認定申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあっては、2年目に限り、1年目の認定申請と同時とする。

2) 補助金の交付を受けようとする前年度に交付要綱第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域間幹線

系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

3) 地域独自の実証運行を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

4) 交付要綱附則第20条により準用することとされた第109条の規定により特定被災地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

イ. 認定を行う日

ア. の申請に対する認定を行う日として交付要綱第10条第1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する大臣が別途指定する日は、次の1）又は2）に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。

1) ア. 1) の場合

利便増進特例等の適用開始月の前月末（初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月である場合の2年目にあっては、2年目の補助対象期間の開始前）

2) ア. 2) ～4) の場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において

情報共有されることが必要である。

③企画競争その他これに準ずる競争性のある方法による運送予定者の選定について

地域公共交通計画策定に伴い運送予定者を選定するに当たっては、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わねばならないことを交付要綱第7条第4項（第18条において準用する場合を含む。）において定めている。これは、事業者選定に当たっては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。

また、地方部などにおいては見込まれる運送予定者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。

なお、利便増進計画又は運送継続計画には地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）又は地域旅客運送サービス継続事業（以下「サービス継続事業」という。）の実施主体を記載することとされており、地域公共交通計画の策定段階においては運送予定者を選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第4項に規定する「これに拠りがたい事情」に該当するものとし、利便増進計画又は運送継続計画に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。

④同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の運行系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの（運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの）をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア. 基本的な取り扱い

1) 主系統のキロ程が10km未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が1km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ. 活性化法法定協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア. の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア. の「1km